

東欧における社会主義国家の成立

——ルーマニアを中心として——

森 田 昌 幸

目 次

はじめに

第1章 歴史的背景

- 1 民族の形成
- 2 ルーマニア王国の成立

第2章 第二次世界大戦前の情勢

- 1 ヴェルサイユ体制とルーマニア
- 2 ドイツへの接近

第3章 ファシズムとの闘争

- 1 第二次世界大戦参戦
- 2 人民共和国の成立

第4章 社会主義国家への発展

- 1 非スターリン化
- 2 独自の道

第5章 結 論

はじめに

第二次世界大戦後の国際社会は、東西両陣営の対立という新しい課題に直面した。大戦中ファシズムに対して共に戦った米ソ両大国は、戦争終了と同時に自国を中心とする陣営の拡大にその総力をあげるにいたった。それが、いわゆる冷戦の展開である。国際紛争の平和的解決のため、ダンバートン・オークス会談の精神にもとづいて創設された国際連合は、両陣営の外交官がたがいに相手陣営を攻撃する絶好の場と化した。しかし、核兵器の高度の発達、世界的規模での戦争を不可能にした。これはまた、資本主義陣営と社会主義陣営の平和共存を不可避たらしめた。すなわち、平和共存を大前提として、初めて国際社会における国家の存立が保たれることになるのである。大戦後のソ連は社会主義国家建設のため、資本主義陣営との戦争は望んではいなかった。しかし、ドイツ

をはじめとする西ヨーロッパ陣営からの自国の防衛には特に熱心であった。その手段として、まずソ連は東欧諸国を自国の生存圏拡大のための犠牲としたわけである。

しかるに、この東欧諸国の中でまずユーゴがソ連から離反し、ハンガリー、ポーランドが暴動を起し、次いで最近ではルーマニアが離れるかの如き動きを示している。これは何を意味するのであろうか。ルーマニアの動向には、ユーゴをはじめハンガリー、ポーランドの場合と同様なものがあるのであろうか。あるいはまったく異質なものであろうか。そしてその原因はどこにあるのであろうか。ここでは政治的、経済的理由のみならず、ルーマニアの歴史がもつ宿命ともいべき反ソ感情、民族の独自性も考慮に加えながらソ連からの離反の原因を考えてみることにする。そして、大戦後アジア・アフリカに起ったいわゆる南北問題が、東欧にも大国と小国、先進国と後進国の形で存在するのか否か。存在するとすれば、その社会主義国家間における関係が今後いかなるものに発展して行くかも考えることにしたい。ここに、ルーマニアがソ連から離反するかの如き動きを示すにいたった根本原因の探求を試みたいと思う。

第一には、現在のルーマニアが成立する過程において、ファシズムとの戦いに当ってソ連の役割がいかなるものであったかをとりあげる。いいかえれば、それが全面的解放であったか否かによって、ルーマニアのソ連に対する政策が単なるポーズであるか否かの判断を下す手がかりを見出し得るであろう。それは独力で解放闘争を戦ったといわれるユーゴが最初にソヴィエト・ブロックからの離脱を行ったことと比較することが出来る。ユーゴに続いて、ハンガリー、ポーランドには反政府暴動まで起り、ソ連軍戦車による鎮圧という事態まで発生した。もし、このような東欧における動きの中に、何らかの共通性がみられるならば、今後の東欧における各国の動向もある程度明らかになってくるといえよう。

第二にあげられるのは、社会主義世界再統一に対するルーマニアの反抗である。ハンガリー事件を、社会主義世界における最後のものとするのを企てたソ連の東欧に対する統制強化は、ワルシャワ条約機構の創設と、経済相互援助会議の復活強化として現れた。しかるに、このソ連の意に反して、ルーマニアが反ソ的態度をとるにいたった理由には、ワルシャワ条約機構及び経済相互援助会議諸国内部におけるルーマニアの任務が、ルーマニアの国家利益と一致していなかったことが考えられる。ルーマニアがいかにラテン文明の誇り高い国であっても、それだけで、つまり経済的自立なしにソヴィエト・ブロックからの離脱を企てるということは、考えられないからである。ここでは、社会主義国家におけるナショナリズムが、いかなる形で現れるかも考えてみることにする。

第三に、社会主義共同体内部における大国対小国の関係が考えられる。ソ連の大国主義は、第二次世界大戦末期、すなわち、ルーマニア人民共和国の成立時に際して、すで

にルーマニアに対して発揮された。それは現在もなお、ソ連とルーマニアの間に、領土問題として残っているのである。このような、大国の小国に対する圧力をルーマニアはどのように受けとめ、どのように反撥しているかについても考察してみることにしたい。

以上のような視点において、ルーマニア人民共和国成立時の事情と現在のルーマニアの、いわゆる独自の道とがいかなる形で結ばれているかを追求するのが本論文の目的とするところである。

第1章 歴史的背景

1. 民族の形成

東欧におけるただひとつのラテン文明の国ルーマニアの歴史は古く、民族のめばえは遠く3世紀⁽¹⁾圏までさかのぼることが出来る。しかし、それがまとまった動きを示すようになったのは、大体12世紀⁽²⁾以降である。この頃のルーマニアは多くの侯国より成立⁽³⁾していたが、その中でもワラキア人によって建設されたワラキア侯国とモルダビア侯国とが強力であった。ワラキア侯国は、バサラブ (Basarab 1330-1340) によって樹立され、ハンガリーの支配から脱するために戦った。一方、モルダビア侯国はボグダン (Bogdan 1360-1364) によって統一された。しかし、モルダビア侯国もハンガリー、ポーランドの支配と対抗しなければならなかった。東欧の各国がその民族を形成するまでには、諸外国による数多くの干渉がなされたが、ルーマニアも例外ではなかった。14世紀半ばに、オスマン・トルコのヨーロッパ侵入が開始されると、バルカン半島はヨーロッパの防波堤⁽⁴⁾となった。ワラキア侯国の大侯ミルチャ (Mircea cel Mare 1386-1418) はトルコの侵入阻止のため、バルカン同盟軍を結成し、トルコと戦ったが、1389年コソヴォ・ポーリエの戦⁽⁵⁾闘でトルコ軍に敗れ、これよりワラキア侯国は、トルコの支配下⁽⁵⁾にはいった。しかしながら、トルコに対する反抗はなお続き、1396年再度トルコと戦ったが、ニコポリの戦いで敗れた。これはバルカン同盟軍が結成出来ずに、ミルチャ大侯のみの軍隊による戦闘であったためである。これより、ワラキア侯国とオスマン・トルコとの間には紛争がたえまなく続いて行く。

また、モルダビア侯国にあっては、トルコによる侵入が行われ、モルダビアはこれと同盟⁽⁶⁾を結び、ステファン (Stefan 1457-1504) はモルダビアの強化をはかった。さらに、トルコの勢力を背景にポーランド侵入なども行っている。このため、15世紀から16世紀にかけてのモルダビア侯国の領土は、拡張が続いたのである。

このように、ワラキア、モルダビアの二侯国は外国の侵略とあるいは戦い、あるいはこれを利用して自国の領土拡大に熱意をもったが、特にワラキア侯国は大侯ミハイ (Mihai 1418-1420) の時代にその領土からトルコ人を追放し、モルダビア侯国⁽⁷⁾を征服した。その

ほかに、周辺地域を占有し、侯国領に編入した。トランシルヴァニア、ブコヴィナ、ベッサラビアなどがそれである。ミハイ大侯の時代の領土拡張政策は、近代ルーマニア民族の理想である大ルーマニア主義として、後に受けつがれるのである。しかし、トルコによるルーマニアの支配はきびしく、民衆の力はまったくおとろえてしまった。さらに、このトルコの勢力が衰退すると、大体18世紀半ば頃から、ルーマニアはロシア帝国の干渉を受けるようになるのである。干渉の口実はルーマニアにおけるギリシア正教の擁護であったが、これが名目だけのものであって、実際の目的はロシアが伝統としてとってきた南下政策の現れであることは明白である。しかも、トルコはすでに勢力が衰退しており、1768年の第一次露土戦争では、ロシアはブカレストを占領するまでになったのである。その結果として、この戦争の休戦条約であるクチュク・カイナルジ条約により、ブコヴィナの地はトルコの支配を離れてオーストリアに割譲せられた。さらに、1806年再度ロシアはこの南下政策を推進してルーマニアを占領した。しかし、これはナポレオンのロシア遠征軍に対抗するため、トルコとブカレスト条約により和解が成立したが、ベッサラビアはこの時ロシア領となったのである。

また、1828年のロシア・トルコ戦争のときにも、ロシアはルーマニア領に侵入している。このとき、ロシアの駐ルーマニア軍司令官キセリョフのもとに、グルマン・オルガニックが起草されたが、これはルーマニアにおける最初の憲法ともみなされるが、ロシアのツァーリズムとルーマニアの貴族階級との妥協の産物とみなしてよい。しかし、このロシア・トルコ戦争の結果であるアドリアノポリス条約において、トルコはワラキアとモルダビアの自治を事実上承認した。このワラキア侯国とモルダビア侯国は、19世紀後半になってから、近代ルーマニアを形成する上で、その基礎となった侯国であった。従って、この二侯国に対してトルコが自治を許したことは、きわめて重要なことであった。ルーマニアからみればそれだけ民族としての自覚が行われてきたわけである。

2 ルーマニア王国の成立

ルーマニア人が民族意識に目ざめるようになったのは、フランスによる影響が非常に大きい。18世紀半ば頃から、ルーマニア人の中でも知識階級はフランスの思想を受け入れ始めた。これはロシアの軍隊がルーマニアに駐留していたことにも関係している。その当時のロシアの貴族階級は、多くの場合フランス語を使用していたが、ルーマニアとロシア軍との交渉にもフランス語が使用された。そして、ルーマニア人とフランス人とは人種的にも似た点が多く、このことはルーマニア人に同じラテン民族としての意識を目ざめさせるのに十分であった。18世紀半ばフランスで起った啓蒙主義思想は、ルーマニアの知識階級によって受け入れられた。トルコの支配に対して、政治的自由を要求す

る運動がルーマニアで起ったのは、⁽¹⁵⁾1848年であった。ワラキア、モルダビアの地で発生したこの革命運動は、ロシアとトルコの軍隊によって鎮圧された。このとき、この革命に参加した知識階級はパリに亡命した。この亡命ルーマニア人がパリで知ったフランス啓蒙主義思想は、本国へ伝えられて行ったのである。この亡命人の中にはイオン・ブラティアヌ (Ion Brătianu) なども含まれていた。

1856年、クリミア戦争終結のためのパリ会議で、ロシアの南下政策阻止の一案として、ワラキアとモルダビアの二侯国を統一して、⁽¹⁶⁾ロシアへの壁とする案が出された。これにより、二侯国は列強の共同保障地域となったのである。またこのパリ会議の結果、1812年のブカレスト条約でロシア領となっていたベッサラビアは⁽¹⁷⁾モルダビアに返還された。ワラキアとモルダビアの統一問題について、1859年に両侯国の議会がこれを議論し、ルーマニア統一のための⁽¹⁸⁾努力がなされた。両議会はアレクサンドル・クーザ (Alexandru Cuza 1859-1866) を統一後の侯国の大侯として選んだ。このクーザの大侯位は、1861年にヨーロッパ列強により承認された。この年はまた、イタリアがその統一をなしとげて、イタリア王国が建設された年でもあった。

しかし、統一後のルーマニア侯国は、かならずしも安定した発展はとげなかった。その国民の多くは、まだ文盲の農民であった。1860年代のヨーロッパは帝国主義への動きが活発になった時であった。しかし、社会の基本的民主化にはまだほど遠いものであり、⁽¹⁹⁾ルーマニアも後進国の常として、その国内の政治勢力が二分され、たがいに対立していたのである。すなわち、保守党と自由党の対立である。保守党は貴族と商人を中心として構成され、ドイツ・オーストリアに好意的であった。一方、自由党は主として知識階級を中心としており、民族意識が強く、国家主義的であり、イギリス・フランスに好意的⁽²⁰⁾であった。さきに、フランス啓蒙主義思想をルーマニアに伝えた亡命家の一人であったイオン・ブラティアヌは、統一後ルーマニアに帰国して、自由党内の指導者となっていた。ブラティアヌはクーザに協力的であったが、クーザのあまりに急進的な内政改革は、貴族・僧侶階級のはげしい反対をまねいていた。特に、1863年の修道院領没収令や、1864年の農地法などは、大土地所有者の一致して反対するところとなった。このため内政混乱が続き、クーザは1866年退位した。

クーザのあとにはカロール・フリッツ (Carol Eitel Fritz 1866-1914) が大侯となった。カロールは保守党と自由党との対立にもかかわらず、内政全般の向上によく努力し、ルーマニアの国際的地位を向上せしめた。さらに、ロシア対策として、1877年にロシア・ルーマニア条約を締結し、⁽²¹⁾ロシアとの友好関係を維持することに努めたのである。この条約でルーマニアは、ロシアよりルーマニアの領土保全とルーマニアの自治及び政治的権利の尊重をとりつけた。このため、1877年の露土戦争では、ルーマニアはロシアに対し

(22)
て軍隊の領内自由通交権を与えなければならなかったのである。しかし、この露土戦争はルーマニアの独立には非常によい機会であった。ロシア・トルコの支配権のゆるんだのを巧みに利用して、首相ブラティアヌは1877年5月に、ルーマニアの完全独立を宣言した。⁽²³⁾

ルーマニアがロシアやトルコなどから強い圧力を受けていたことは、すでに明らかとなったが、このように大国から圧力を受けた小国は、大国の紛争のあい間を利用しなければ、独自の動きの出来ないことをこの事実は示している。小国外交の衰れな面といえよう。しかし、この独立宣言は1878年ベルリンの列国会議で列強の承認するところとなり、ここにルーマニア侯国の完全独立が達成されたのである。⁽²⁴⁾ベルリン列国会議でルーマニアはドブルジャ地方の支配権を交換条件として、ベッサラビアをロシアに割譲した。⁽²⁵⁾なお、ルーマニア政府は、1881年侯国をやめてルーマニア王国を宣言した。⁽²⁶⁾これより、カロルは国王カロル一世と称した。統一ルーマニア侯国の建国以来、自由党を率いてよく国内統治に活躍したブラティアヌは、ルーマニア王国成立後もよくカロル一世を援助し、国王と議会との調整に努力した。しかし、このあとブラティアヌは次第に独裁にはしるのである。

- (1) Philip Myers; *Ancient History* 中村訳, ローマ史, 224頁。現在のルーマニアの地は、当時はダキアと呼ばれ、帝国の支配下にあり、ローマの巧みな自治制度のもとに服していた。
- (2) 世界経済調査会編, 東欧の研究, 26頁。
- (3) M. P. Charlesworth; *The Roman Empire*, p. 62
- (4) 亀井高孝, 西洋史叢説, 254頁。
- (5) 世界経済調査会編, 前掲書, 44頁。
- (6) 同書, 45頁。
- (7) 同書, 46頁。
- (8) 岡義武, 国際政治史, 120頁。
- (9) トルコ帝国の分解がおこり、外的にはヨーロッパ列強の帝国主義的侵略、内的にはキリスト教異民族の民族主義的独立運動により、帝国は崩壊寸前であった。このトルコに対して、スラブ民族の一部が独立戦争をおこしたが、ロシアはこれを援助する名目で、トルコに宣戦した。つまり、パン・スラブ主義者の、トルコからのスラブ民族解放が大義名分であった。このことは、ルーマニアがラテン民族の国であることから考えても、ロシアの政策的意図が明白となる。
- (10) 岡義武, 前掲書, 123頁。
- (11) René Albrecht-Carrié; *A Diplomatic History of Europe since the Congress of Vienna*, pp. 291-292
- (12) Richard Möeller; *Russland, Wesen und Werden*, p. 26
- (13) F. B. Singleton; *Background to Eastern Europe*, p. 43
- (14) 世界経済調査会編, 前掲書, 59頁。

- (15) 同書, 61頁。
- (16) Francis Dvornik; *The Slavs in European History and Civilization*, p. 526
- (17) Richard Möeller 佐々木訳, 前掲書, 275頁。
- (18) René Albrecht-Carrié, *op. cit.*, p. 108
- (19) 1860年以降, ロシア帝国のパン・スラヴィズムが外交政策に現われ, スラヴ諸民族を統合し, 一大帝国を建設しようとした。そのため, まず不凍港獲得のための南下政策がとられた。第一に, バルカン・小アジアに目がむけられた。その方法はまずトルコ領内のキリスト教徒保護を名目として, バルカンをその勢力圏内に入れようとした。このロシアのバルカン政策はビスマルクの利用するところとなり, ロシアのバルカン政策を支持する代りに, 独仏戦争におけるロシアの中立を得た。ロシアのバルカン進出にはドイツのバック・アップが必要であった。一方, イタリアもバルカン進出を企てていた。イタリアは1880年以降ウンベルト一世治下にその拡大政策を続けた。アドリア海の制海権, バルカン問題でオーストリア・イタリア間には利害の対立があった。
- (20) 世界経済調査会編, 前掲書, 62頁。
- (21) Richard Möeller 佐々木訳, 前掲書, 303頁。
- (22) George Vernadsky; *A History of Russia* 坂本訳, 201頁。
- (23) Norman D. Palmen; *International Relations*, p. 10
- (24) 1878年3月, サン・ステファノ条約でルーマニアがセルビア, モンテネグロと共に独立した。ロシアの勝利で, オーストリアのバルカン進出は食い止められそうであった。続くベルリン会議では, ルーマニアの独立が承認された。
- (25) Frederick L. Schuman; *International Politics*, p. 87
- (26) F. B. Singleton, *op. cit.*, p. 45

第2章 第二次世界大戦前の情勢

1 ヴェルサイユ体制とルーマニア

バルカン半島に新しく誕生したルーマニア王国は, 19世紀末より激動する国際政治の舞台へ登場した。しかし, 民族統一の悲願を達成したばかりのルーマニアにとって, その将来は決して希望に満ちたものばかりではなかったのである。ベルリン列国会議以降,⁽¹⁾ベルリン条約をめぐる, 小民族の民族主義的要求と, ヨーロッパ列強の帝国主義的要求とが衝突した。まず, バルカンの現状維持を望むオーストリアがルーマニアと, 1883年⁽²⁾に同盟条約を締結し, ドイツもこれに加盟した。⁽³⁾これは明らかに, ロシアに対抗するためのものであった。しかし, ロシアのバルカン進出の野心は強く, イギリス, イタリア, オーストリアは, 1887年地中海協商により, 黒海の現状維持を確認した。さらに, ビスマルクはロシアに対抗するため, 1888年イタリアをオーストリア・ルーマニア・ドイツ同盟に加盟させた。19世紀末のバルカンは, とこまでも南下政策をおし進めるロシアと, これに対抗するドイツ, オーストリア及びフランス, イギリスなどとの間に武力を背景

としたはげしい外交戦がくりひろげられていたのである。⁽⁴⁾

やがて、この外交戦はついに爆発し、1912年の第一次バルカン戦争に発展した。ロシアの指導するセルビア、ブルガリア、ギリシア、モンテネグロの4カ国は、バルカン同盟を結成し、トルコに宣戦した。ヨーロッパ列強は調停案をもち出したが、同盟国側が無視した。結局、トルコはこの戦争でとどめをさされた。ルーマニアはこの間終始、中立を維持した。しかし、戦後の領土分配問題がこじれ、翌1913年、再度戦端が開かれた。この第二次バルカン戦争では、ルーマニアも参戦し、ギリシア、セルビアと共同してブルガリアに宣戦した。⁽⁵⁾ この結果は、1913年のブカレスト会議において、ルーマニアが非常に有利な立場となり、ブカレスト条約では、ブルガリアより南ドブルジアの地を獲得することとなった。一方オーストリアは、やがて戦後のブルガリアに援助を与えるようになった。そのため、ルーマニアはオーストリアより離反し始め、この頃よりロシアに接近するようになった。⁽⁶⁾ ドイツもまた、ルーマニアを援助するようになった。これに対してロシアは、例の如くバルカン進出のため、ルーマニア、セルビア、ギリシア、ブルガリア、モンテネグロの5カ国を指導して、新バルカン同盟を結成した。⁽⁷⁾ このような動きの中で、1914年、第一次世界大戦が勃発した。⁽⁸⁾ ルーマニアは最初中立を守っていたが、1916年8月にイギリス、フランス、ロシアなどの連合国側に参加した。⁽⁹⁾ ルーマニアは中立の代償として、オーストリアに対しブコヴィナとトランシルヴァニアとを要求したが、これはオーストリアの拒否するところとなった。⁽¹⁰⁾ これに対して、イギリス、フランスなど連合国側はルーマニアの参戦の代償として、オーストリア領のブコヴィナ、トランシルヴァニア、バナトなどの領有を保証したのである。⁽¹¹⁾

この条件には初めロシアが反対していたのであるが、ルーマニアが連合軍と同盟条約を締結し、オーストリアに宣戦するに及んで、オーストリアに対するルーマニアの領土的な要求をすべて認めた。ルーマニアはオーストリア・ドイツ軍と、ブルガリア軍に挟撃されて、1916年末にはブカレストを占領され、国土のおよそ半分はドイツ・オーストリア軍の占領するところとなったのである。ルーマニアのたのみとするロシアも、戦線から離脱したため、ルーマニアの自力による抗戦は不可能であった。⁽¹²⁾ ついに、1918年5月、ロシアについてドイツ・オーストリア側と講和を結ぶにいたるのである。しかし、第一次世界大戦が結果的には、イギリス・フランス連合国側の勝利となったために、パリ平和会談においては、ルーマニアは戦勝国側に立つことが可能となったのである。1919年6月28日のヴェルサイユ平和条約によって、第一次世界大戦は終結した。ルーマニアがこの戦争で獲得したものは、先の秘密協定によるブコヴィナ、トランシルヴァニア、バナトの領有のみならず、ベッサラビアの地もルーマニア領に復帰したのである。⁽¹³⁾ また、ルーマニアの賠償金受取額の割合はギリシア、ユーゴスラヴィアなどと合わせて6・5%⁽¹⁴⁾

であった。ここに、ルーマニア民族が久しく待ち望んでいた大ルーマニア王国が誕生したのである。

第一次世界大戦でルーマニアは、イギリス・フランス連合側に参加して戦ったのであるが、大戦後は特にフランスとの間に接近がみられるようになった。⁽¹⁵⁾ フランスはヴェルサイユ条約により、ドイツを二度と立ちあがれないようにすることを希望し、賠償金その他で大戦後のヨーロッパにおける最強の工業国家となり、その軍事力、経済力のもとにルーマニアは準保護国となったのである。このフランスの対ルーマニア政策は、フランス東部国境における安全保証のために、⁽¹⁶⁾ ルーマニアを利用するというものであった。フランスが指導する対独包囲陣のひとつに、ルーマニアもまきこまれたとみることも可能である。大戦後の東欧は、フランスを中心とする、この大きな動きに影響されながらも、東欧独自の動きを示した。1918年11月に、ハンガリーにおいて革命がおり、マジャール人を中心とするハンガリー共和国が誕生したが、ルーマニアにとってこれは脅威であった。1921年、ルーマニアはチェコスロヴァキアとユーゴスラヴィアをさそって防衛同盟を締結した。これがいわゆる小協商である。この小協商はさらに軍事同盟へと発展した。⁽¹⁷⁾ ポーランドも戦後ヴェルサイユ、ハンガリー両条約により、有利な国境を獲得した反面、ドイツとハンガリーの復讐を警戒しなければならなかったので、ルーマニアと接近して行った。ルーマニアは小協商の中心的存在となり、バルカンにおける大国となったのである。しかしながら、その内政、外交はなお解決すべき問題が山積していた。これらの問題処理にあたっては、ヴェルサイユ体制維持を外交方針の基本路線とし、⁽¹⁸⁾ 1921年のポーランドとの同盟、さらに小協商が必要であったといえる。

さて、ここでルーマニアの内政について考えてみることにする。それは決して安定したものではなかった。しかし、1923年3月には、イオン・ブラティアヌの自由党政権のもとで、新憲法が制定された。ブラティアヌが率いる自由党は、フランス、イギリス資本を背景とする富豪や知識階級の利益代表であった。従って、多分に国家主義的色彩が強くあり、農民や少数民族の、政府に対する不満は大きかった。政府はこれに反して、⁽¹⁹⁾ 官僚と警察による弾圧で事を処理したのである。しかし、自由党首ブラティアヌの死により、自由党そのものも、その勢力が衰退し始めて、農民党を率いるマニウ (Maniu) が農民の不満を利用して、1928年には農民党による政治権力の掌握がみられるまでになった。⁽²⁰⁾ マニウはその統治をよくなし、大ルーマニア王国の基礎を完成したのである。

しかし、国民の大半を占める農民の生活は決して楽なものではなかった。農民が低い生活水準にあることは、そのまま国力の低水準を示すものである。⁽²¹⁾ ここに、当然農民の生活を苦しめている土地問題が取りあげられなければならなかった。ルーマニアでは大土地所有が永く続いていた。その土地の、農民への解放は、当然政治問題となった。すなわ

ち、ルーマニアの支配階級が恐れたボルシェビズムの影響である。1924年3月、ソ連と外交関係を樹立したギリシアが、国内において共産党の勢力を急速に拡大していたし、チェコスロヴァキアやハンガリーでも、共産化の恐れは十分にあった。農民に対する土地解放は農民からではなく、新しい支配階級たるブルジョア階級からの要請であったことは、ソ連と国境を接するルーマニアにとっては、当然のことであったといえよう。従って、土地改革が行われても、農民の生活は決して良いものではなかった。工業もまだそれ程発達していなかったため、農村人口を吸収することも出来ずアメリカへの移民が考えられるほど、農民の生活は苦しかったのである。農業国であったルーマニアが、いかにおくれた国であったかがうかがわれよう。

では、これに対して工業はどうであったであろうか。ルーマニアに工業化らしきものが起ったのは、第一次世界大戦以降であった。地域的には、ブカレストやトランシルヴァニア⁽²³⁾などが中心となっていた。特に、石油はその保有量においては、ヨーロッパ第二位であり、プロェシュテ、プラホビアなどがさかんであり、しかも政府が工業の急速な発展を望んでいたために、多くの対策が考えられていた。勿論、その政策はどこまでもブルジョア階級⁽²⁴⁾のためのものであったが、農民を含めて国民全体の利益にも通じていた。ただ、すべての工業製品を外国に求めていたそれまでのルーマニアにとって、少しでも工業が発達すれば、それだけ自国による工業製品、特に農業器具などの自国で生産出来るものが、農民に供給出来るようになるため、農民にとってはひとつの恩恵であった。しかし、それはまだほんの軽工業部門においてのみであり、重工業、特に重化学工業の分野は未開拓であった。そのため、大部分の工業製品はまだ諸外国に求めなければならないのが、この当時のルーマニア経済⁽²⁵⁾の状態であった。

ところで、第一次世界大戦後しばらくの間東欧を含めて、ヨーロッパの平和維持に貢献していたヴェルサイユ体制にも、少しずつ変化がみられるようになった。それは大きくわけて、ヴェルサイユ条約改訂派と擁護派に分類することが出来る。すなわち、改訂派とはドイツ・イタリアを中心として、オーストリア、ハンガリー、ブルガリアなどであった。これに対して、擁護派はフランスを中心として、ルーマニア、チェコスロヴァキア、ユーゴスラヴィアであった。ヴェルサイユ条約によって、大ルーマニア王国の建設を実現したルーマニアが、ヴェルサイユ体制擁護派にまわったことは当然のことであった。大ルーマニア王国は数多くの内政、外交問題をかかえつつも、外見上はヴェルサイユ体制の上でも平和を維持していたのである。

しかるに、ここに世界の誰もが予見し得なかった事態が発生したのである。それは1929年10月29日、アメリカ・ウォール街におこった株式大暴落⁽²⁶⁾であった。やがて、世界は大恐慌の嵐にまきこまれて行き、東欧にもその恐慌の波はおしよせてきたのである。こ

の経済恐慌は、ヴェルサイユ体制を根本から崩壊させるのに十分であった。ルーマニアも当然大打撃を受け、自給自足経済のやむなきにいたるのである。国内経済の混乱は、やがて、独裁者を生むようになり、また国民もそれを求めるようになって行くのである。すなわち、カール二世による独裁が強化され、フランスとの結合をますます強めた。⁽²⁷⁾ それと同時に、ヴェルサイユ体制の維持も、次第に困難になって行った。条約維持派は戦争回避の努力を行ったが、改訂派の前には無力であった。⁽²⁸⁾ ヴェルサイユ体制の崩壊過程は急速に進展していたが、この時ソ連においては着々と自国防衛のための軍備を完成させていたのである。東欧諸国は、ソ連の利用するところとなり、その緩衝地帯となった。ソ連は東欧諸国の犠牲において、社会主義政権の安全維持を企てており、東欧において巧妙な方法で、ソ連不可侵網の完成をいそいでいたのである。⁽²⁹⁾ 帝政ロシア時代から、ルーマニアはロシアの干渉や占領を受けたが、それはソヴィエト・ロシアになっても同様であった。それ故、その影響と同じく反感もまた大きかったのである。

2 ドイツへの接近

ヴェルサイユ体制のもとで、フランスから再起不能にされたはずのドイツが抬頭し始めた。⁽³⁰⁾ これはソ連のみならず、ヨーロッパ各国にとって脅威であった。戦争回避のための努力が次々となされた。ルーマニアは1933年チェコスロヴァキア、ユーゴスラヴィアと小協定の強化をはかり、常設会議を設置して、定期会合を行い、国際連盟における行動などは、同一歩調をとった。また、三国軍事会談も開かれ、参謀本部は情報交換まで行うようになった。一方、カール二世の経済政策にはみるべきものもなく、ヨーロッパの後進国ルーマニアは、やはり大国にたよらなければならなかった。⁽³¹⁾ ドイツはこれに対して、迎合的経済政策をとった。経済恐慌をまともに受けた東欧諸国にとって、ドイツの経済援助はその政治的意図が何であれ、無条件で受け入れられた。すなわち、ドイツはルーマニア、ブルガリアなどの東欧の農業国からその農産物を無制限に、しかも世界市場の価格以上のそれで買上げた。⁽³²⁾ さらに、代金はドイツの工業製品によって支払われたのである。これは東欧におけるヒットラーの経済圏確立のためのものであった。ルーマニアが第一次世界大戦後、一貫してとってきた外交政策も、このため大きく変化してきた。フランスに対する依頼心が、ドイツに対するそれへと移って行くのである。

これに対してフランスは、ヴェルサイユ体制の維持と、ドイツに対する警戒に全力をあげていた。また、東欧諸国も政治的にはドイツに対して批判的であった。ルーマニアはドイツと同じく、ソ連に対しても警戒をおこたることが出来なかった。⁽³³⁾ 1933年10月、ルーマニア外相チチュレスクはバルカン諸国を歴訪し、バルカンの現状維持を説いた。バルカン連合にイギリス、フランスを加えて、ソ連、ハンガリー、ブルガリアに対抗せ

んとした。これが1934年2月のバルカン協商⁽³⁴⁾である。このように、ルーマニアは常にロシアからの脅威にさらされていたのである。東西の大国にはさまれた小国にとっては、大国による安全保障がない限り、その存立は非常に困難であることを、明白に示しているといえよう。ドイツからの経済援助を受けながらも、ヴェルサイユ体制維持派のフランスとの結合も、存続させようとするところに、小国外交の特徴をみることが出来る。ドイツのヴェルサイユ体制無視の態度は、フランスを一層緊張させるのであるが、これが東欧諸国の小国にも、次々と影響して行くのである。1933年10月、ドイツが国際連盟を脱退して、1934年1月、ドイツ・ポーランド不可侵条約を締結すると、これに対抗するため、フランス外相バルドーは、ソ連の連盟加入を工作し、いわゆる東欧ロカルノ案⁽³⁵⁾を提唱したのである。しかし、バルドーの暗殺で、この構想は実現しなかった。このようなフランスの努力にもかかわらず、ドイツのバルカンに対する経済作戦は、バルカン諸国をフランスから離れさせて行くのである。1934年にはドイツとの通商協定を求めて、ルーマニア、ハンガリー、ユーゴスラヴィアが小協商から離れて行った⁽³⁶⁾。フランスは、対独防衛にはバルカン諸国の同盟が無力であることを知り、ストレーザ会議において、ドイツに対してイギリス、イタリアと提携するようになったのである。

このように、ドイツ包囲にバルカン諸国が協同步調をとっている時に、ヴェルサイユ体制打破を旨とするブルガリアが、伝統的な親ロシア政策を明確にとり始めるようになった。これに対して、ルーマニア、ユーゴスラヴィア、ギリシア、トルコの各国は1934年⁽³⁷⁾に、バルカン友好同盟条約を締結して対抗した。これはバルカンをめぐる外交戦の一部にすぎなかった。ヒットラーのバルカンに対する巧妙な経済的侵略作戦は、次々と成功し、ダニューヴ流域はナチス・ドイツの戦時ヒンター・ランドとなったのである。ルーマニアに対してヒットラーがとった態度は、領内にいる120万にのぼるユダヤ人の排斥であった。ファシスト団体鉄衛団 (the Iron Guard) を利用して、ルーマニア国内に徹底的な反ユダヤ運動⁽³⁸⁾を行ったのである。ドイツに対しては、中立を維持しようと努力しながらも、結局ルーマニアは、1935年3月に、ドイツと通商協定を締結するのである。

ルーマニアが自国の存立を維持するためには、ドイツとの提携がやむを得ない手段であったと考えられる。ルーマニアにおいて、ドイツをさげ、イギリス、フランスに接近しようとしたチチュレスクが鉄衛団の圧力に屈して、外相の座を去ったことが、ドイツと結びつく直接の原因であるが、そのような背景は単にルーマニア一国の内政に求められるべき性格のものではない。枢軸国に対して、中立を表明しても、結局そのレールの中⁽³⁹⁾に吸収されて行ったのである。さらに、ドイツがルーマニアに求めたものは、石油であった。近代戦争を遂行する上で絶対に必要な石油の保有量が東欧第一位であるルーマニアが、戦争準備を着々とすすめているヒットラーの注目をあびたのは、むしろ当然であっ

た。ヒットラーのルーマニアに対するさそいかけは、⁽⁴⁰⁾なかなか強引なものであったが、ルーマニア側はこれに対して、初めからよい返事はしていなかった。

ここで、ルーマニアの国内情勢に少し注目してみる必要がある。というのは、国王と一般国民との間に、ドイツに対する認識のずれが少なからずあったからである。ヴェルサイユ体制の崩壊に従って、ルーマニア国内にはドイツの行き方を是とする動きがあった。鉄衛団などはその代表であり、国王もその政治力ではこれらの勢力に対して、何ら解決策をもたなかったのである。カロル二世は軍を背景として、内政安定のため強行手段をとらざるを得なかった⁽⁴¹⁾のである。これがルーマニアを急速に、ナチズムの陣営に近づける原因になったと考えられる。すなわち、カロルが1938年2月、政党解散を行い、戒厳令を発令し、憲法を停止し、宣戦布告権をはじめ、大臣任免権、議員任免権などの非常大権をすべて、国王専権としたことは、国内において非常な抵抗にあい、ファシスト、民主主義者、共産主義者は共同して国王独裁に反対したのである。

ヒットラーはこのルーマニアの内政混乱に注目した。⁽⁴²⁾しかしながら、国王はドイツ側に簡単につけない理由もあった。例えば、ドイツに対する警戒をおこたらないチェコスロヴァキアに、ルーマニアの軍需工業は多くを負っていたし、またカロルの王妃ルペスク⁽⁴³⁾(Lupescu)は、フランス人であった。このような事情により、カロルはドイツ接近をためらっていたのである。1937年3月、カロルはルーマニアの外交方針をドイツ側に示し、ルーマニアの枢軸参加を否定した。ルーマニアの対外政策として、国際連盟の精神尊重、フランスと小協商に忠実であること、などをあげている。⁽⁴⁴⁾このようなカロルの努力とは全く反対に、鉄衛団を中心とするファシズム勢力は日増しにドイツに接近して行った。その勢いはとどまるところを知らぬようであった。

一方、イギリス・フランスなどによるナチス・ドイツに対する方針は、1938年9月のミュヘン会談以降、次々と失敗し、ドイツはその露骨な侵略性を現わし始めた。⁽⁴⁵⁾ヒットラーのルーマニアに対する追求は、相変らず続き、その石油確保のため、ルーマニア領内のドイツ人に対する呼びかけが行われていたのである。1938年3月、ドイツがオーストリアを併合するにおよんで、イギリスはルーマニアに対して、ルーマニアのナチスに対する独立確保を擁護する声明を出した。1939年3月のことであった。しかるに、このイギリスの提案はソ連の反対にあい、バルト三国の安全保障の問題で、英仏ソは三国軍事会談を開くが、ポーランドとルーマニア領内における赤軍通過にこの二国が反対したため、軍事会談は失敗した。このような情勢の中で、1939年9月3日、英仏はドイツに対して宣戦を布告し、ついに第二次世界大戦勃発となったのである。ルーマニアは直ちに中立を宣言し、⁽⁴⁶⁾ソ連による占領をのがれようとした。しかし、ソ連のルーマニアに対する野心は根強く、結局ベッサラビアを獲得したのである。

これに対して、ドイツは現にルーマニアから石油を得ていたため、ソ連のルーマニア進出を極度に警戒していた。やがて、ドイツによる東欧諸国の解体がすすみ、ルーマニアは解体をまぬがれたが枢軸側へ参加し、第二次世界大戦へ突入して行くのである。

- (1) 岡義武, 国際政治史, 102 頁。
- (2) Herbert Butterfield and Martin Wight; *Diplomatic Investigations*, p. 120
- (3) Richard Möeller ; *Russland, Wesen und Werden* 佐々木訳, 317 頁。
- (4) イギリスはロシアの極東, インド進出を恐れ, 日英同盟により, 日本を東洋の番犬とした。ロシアはこのため, バルカン進出に全力をあげることとなった。
- (5) Richard Möeller 佐々木訳, 前掲書, 318 頁。
- (6) ドイツ皇帝ウィルヘルム二世とルーマニア国王カロル二世とは, 親戚関係にあった。
- (7) 岡義武, 前掲書, 167 頁。
- (8) Richard Moeller 佐々木訳, 前掲書, 384 頁。
- (9) Walther Kichner; *History of Russia*, p. 206
- (10) 第二次世界大戦当時のヨーロッパはパン・ゲルマニズム対パン・スラヴィズムの対立としてとらえることも可能である。これはドイツ・オーストリア対ロシアの関係となった。ロシアのバルカンにおけるスラヴ民族保護政策はオーストリア・ハンガリーの崩壊を必然とするものであった。
- (11) J. Henry Landman, Herbert Wender; *World since 1914*, p. 13
- (12) Walther Kichner, *op. cit.*, p. 214
- (13) J. Henry Landman, Herbert Wender, *op. cit.*, p. 216
- (14) 林毅陸, 歐洲最近外交史, 19頁。
- (15) Frederick L. Schuman; *International Politics*, p. 93
- (16) 林毅陸, 前掲書, 31頁。
- (17) 岡義武, 前掲書, 230頁。
- (18) 内政では少数民族問題, 外交ではダブルジヤ問題, ベッサラビア問題, ハンガリーのオプタントなどがあつた。ルーマニア国内の少数民族としては, マジャール人 120 万, ユダヤ人 120 万, ウクライナ人 100 万, ドイツ人 75 万, ブルガリア人 25 万などであつた。
- (19) これは一般に弾圧と考えられているが, 自由党としてはやむを得ない政策であつた。異民族が 500 万近くいるルーマニアを統治するためには, 必要であつたと考えられる。
- (20) 世界経済調査会, 東欧の研究, 84頁。
- (21) F. B. Singleton; *Background to Eastern Europe*, p. 60
- (22) F. B. Singleton, *ibid.*, p. 60
- (23) 世界経済調査会, 前掲書, 99頁。
- (24) 同書, 102頁。
- (25) *World Economic Survey*, p. 113
- (26) Harold Underwood Faulkner; *American Political and Social History*, p. 750
- (27) F. B. Singleton, *op. cit.*, p. 72

- (28) ソ連は東欧諸国に不戦条約を遵守させるため、1929年にリトヴィノフ議定書により、不戦条約を義務的なものとする協定を締結した。
- (29) Walther Kichner, *op. cit.*, p. 273
- (30) ソ連は侵略の定義に関する条約で、リトヴィノフ議定書調印国にイランを加え、不可侵網の完成を強要した。
- (31) カロルはルーマニア王位継承問題をおこし、内政を混乱させた。カロルが王位を放棄したため、ミハイが王位についた。
- (32) 世界経済調査会, 前掲書, 118 頁。
- (33) F. B. Singleton, *op. cit.*, p. 72
- (34) バルカン協商 Balkan Entente は、バルカンにおける領土的現状維持, 相互協力を取りきめている。この協商には秘密協定がついており、軍事的相互援助が定められていた。
- (35) 東欧ロカルノ案はフランス外相バルドーの提案で、フランス、ソヴィエト、ドイツなど9ヶ国地域相互援助条約と、フランス・ソヴィエト相互援助条約とが主なものであった。
- (36) J. Henry Landman, Herbert Wender, *op. cit.*, p. 134
- (37) 世界経済調査会, 前掲書, 119 頁。
- (38) F. B. Singleton, *op. cit.*, p. 72
- (39) A・ヒルグルーバー, ヒットラー・カロル国王・アントネスク元帥, 73頁。
- (40) 世界経済調査会, 前掲書, 125頁。
- (41) J. Henry Landman, Herbert Wender, *op. cit.*, p. 219
- (42) F. B. Singleton, *op. cit.*, p. 107
- (43) 私的な事情が公的な決定に重大な影響を与えることは、歴史的に証明されている。
- (44) ルーマニアはフランスを盟主とあおいでいた。
- (45) 地中海におけるドイツ海軍の不法行為に対しては、英仏が海上パトロールを行っていた。これを定めたものがニヨン協定 Nyon Agreement で、英仏にルーマニアその他が加わった。
- (46) ルーマニアは1939年9月5日、中立を宣言した。
- (47) ドイツとの間にリップントロープとモロトフにより、1939年8月、独ソ不可侵条約が締結されたが、この条約には秘密議定書があり、バルト諸国とポーランドにおける独ソ両国の勢力範囲を取りきめ、ルーマニア領ベッサラビアに対するソ連の権益を認めていた。これは大戦終了後、アメリカ国務省により発表された。

第3章 ファシズムとの闘争

1 第二次世界大戦参戦

ソ連及びドイツという二大強国に侵略の鋒先を向けられたルーマニアは、いずれそのどちらかに屈服する運命にあった。強制力をもつ国際組織というものが、現実の世界において確立が不可能である以上、世界は⁽¹⁾大国によって多分に動かされやすいものである。

1939年9月3日に、英仏の対独宣戦がなされ、第二次世界大戦が勃発すると、ルーマニアは中立を宣言した。しかし、この中立が守りきれぬものとは考えられなかった。ファシズムの動きが日増しに強くなっていく国内において、カロルの親仏的政策は、ただ内政を混乱させるのみであった。ルーマニア国内には、国王とは反対にドイツへ近づこうとする勢力が存在していたのであるが、これはドイツに味方することによって、自国の繁栄と安全を願おうとする現象のひとつである。従って、そこには必然性などというものはない。抬頭するドイツ、それはヨーロッパにおけるひとつの大きな憧憬でもあった。第二次世界大戦を、持たざるものの、持てるものへの挑戦とみなすならば、ドイツの抬頭はイタリアや日本にとっては植民地再分配戦における象徴であった。しかるに、現体制の維持を願うヨーロッパ列強からみるならば、まさに処理すべき相手であったわけである。

もっとも、いずれは大国の保護のもとに自国をおかない限り、その安全を保持出来なかった小国にとっては、いずれの陣営であっても、支配を受けるという事実においては、差のないものであった。この事実は大戦終了後において証明されるのである。しかし、ヴェルサイユ体制の打破を至上命令とするナチス・ドイツは、大戦勃発直後、目ざましい進撃を行って、1940年6月には、フランスを降伏せしめた。このフランスの降伏は、ルーマニアに決定的な影響を与え、カロルの親仏政策も、動揺をきたすにいたったのである。それまではフランスによって、ドイツからの支配をのがれ得たかも知れないが、フランスが降伏した以上、完全にドイツに歩調を合わせなければならなかった。すなわち、ルーマニアの中立はまったくの有名無実となったのである。ルーマニアの安全維持のためには、ドイツの支配下にあえてはいらねばならなかった。

このため、国王カロル二世は今までの親仏的政策を次第に変更し、親独的政策をとり始めるのである。しかし、これはソ連の注目をひき、同時にソ連のルーマニア干渉の口実ともなった。つまり、ベッサラビアがソ連のルーマニアへの突破口となった。さらに、トランシルヴァニア、南ドブルジャもソ連と結合した諸国へと分配されてしまった。ルーマニアが、いわゆる大ルーマニアを維持出来たのは、勢力均衡がヨーロッパに存在したときだけであった。ひとたび、その均衡が破れるならば、小国の平和などは大国の利害の前に完全に無視され、残るのはその利用のみであるといえよう。小国はまた、利用されることによって、自からの活路を見出して行く以外にないのである。ルーマニアがドイツの侵略からのがれるためにとった手段は、ルーマニアをドイツ流の全体主義国家体制におくことであった。しかし、分割がルーマニアに対して行われていることに、国民の不満が集中し、国王カロルは全体主義的政策の実行だけでこれを解決することは、不可能であることを知り、自ら王位を放棄し、スイスへ亡命したのであった。カロルの

あとを継承したミカエル (Michael II) のもとに、イオン・アントネスク (Ion Antonescu)⁽⁷⁾ が政権を担当した。このアントネスク將軍のもとで、ルーマニアは完全なドイツ衛星国への道をすすむことになるのである。国王ミカエルには実権はなく、軍部とその代表であるアントネスクがとった政策は、何よりもまず枢軸、特にドイツの支持を得ることであった。そのための国内改革が断行されたのである。憲法が停止され、ナチスにならったルーマニア親衛党が創設された。また、国民皆兵を宣言し、軍国主義的色彩をますます強めた。これらの、国家目的の大変更はドイツ陣営の全面的支持を受けるにいたったのである。抬頭するナチスに歩調を合わせることを国家目的とするところに、大国主義の渦中に完全にまきこまれた小国の悲劇がみられる。これはただルーマニアだけのことでなく、大国と小国とが接触するところではかならずみられる現象である。アントネスクの親独政権は何らの障害もなしに、ドイツ陣営との結合を深めて行った。ルーマニア国内には、かなりのユダヤ人がいたが、このユダヤ人に対する迫害も続けられて行ったのである。⁽⁸⁾⁽⁹⁾

ところで、ドイツは1940年9月27日に、日独伊三国軍事同盟を締結していた。ルーマニア国内でユダヤ人迫害問題を中心として、治安が乱れ、軍の介入にまでいたると、ドイツはこれを口実として、軍の派遣を断行した。この事實は、ルーマニアをしてドイツ衛星国たらしめる決定的契機となった。すなわち、1940年11月23日、ルーマニアは日独伊三国軍事同盟加入を承認されたのである。ドイツ側からみるならば、枢軸国のバルカンにおける支配権確立の一端を担うものであった。⁽¹⁰⁾ここで注目すべきことは、ルーマニアがかならずしもドイツの軍事力に屈服して、その衛星国の地位に甘んじていたのではないということである。東欧における大国と小国との関係という点からみるならば、そこにはかならずしも一方的な征服と被征服という関係は成立しない。勿論、ドイツにはルーマニアを衛星国として獲得しなければならないだけの理由もあった。それは確かな事実であるが、ルーマニア側にもドイツに保護を求めるといふ動きがみられたのもまた事実なのである。⁽¹¹⁾もっとも、国家と国家の関係というものは、本来そういうものであるかも知れないが、ルーマニアの場合は歴史的にみて衛星国、被征服国の地位に甘んずる風潮がないでもない。ただ、この問題はひとつの大国に対した場合であって、相反する二つの大国に対する関係においては妥当しない。すなわち、ルーマニアがもし枢軸側に自国の安全保障を求めるならば、それは反対側にソ連を当然考えているからである。このことは、今後のルーマニアとソ連との関係をみる場合に、非常に重要なことである。⁽¹²⁾

ともかく、枢軸陣営のヨーロッパ征服政策は着々とすすめられていた。1941年4月、ユーゴスラヴィアに対してヒットラーの電撃作戦が開始された頃には、東欧はまさに枢軸一色であった。⁽¹³⁾ドイツ軍のユーゴスラヴィア進撃は、東欧諸国を完全に独ソ戦に

まきこんでしまった。ルーマニアも枢軸陣営の一員として、ソ連に対して宣戦布告を行って、第二次世界大戦に突入したのである。⁽¹⁴⁾これより、東欧はその全域が戦場と化した。ドイツは東欧衛星国を前進基地として、独ソ戦を展開して行ったのである。ドイツがルーマニアから得たものは石油であり、ルーマニア王国軍の軍事力そのものは、ほとんど問題とされなかった。⁽¹⁵⁾ルーマニアの装備は、ドイツがポーランドより獲得した戦利品に多くをたよっていたのである。従って、対ソ宣戦は行われたものの、主力はドイツ軍であった。しかし、1942年8月のスターリングラードにおける攻防戦で、ソ連軍はドイツ軍を撃退し、ソ連の勝利の決定的な手がかりとなったのである。ドイツ軍のルーマニア侵入の第一目的となっていたプロェシュテの油田地帯に対しては、1943年8月から連合軍、特にアメリカ空軍による爆撃も開始され、結局ドイツのルーマニアにおける石油獲得作戦は、⁽¹⁶⁾その期待に反して大した効果もなかった。この頃より、ルーマニア国軍の敗退につれて、ソ連軍の侵入が開始されたのである。第二次大戦前、ドイツの抬頭目ざましい頃のルーマニアは、急速に枢軸陣営に接近し、ついに軍事同盟まで締結して大戦に突入したのであったが、枢軸側の敗色が濃くなり、ソ連軍の侵入が開始されると、今度は、親ソ的色彩の強い勢力が力を得てくるのである。これはすでにみてきた通り、大国のいずれかにつかなければ、自国の安全が維持出来ない小国の運命であるといえよう。その場合、問題となるのは大国の圧力によるものか、あるいは小国の中の迎合勢力と大国の利益とが一致する⁽¹⁷⁾のか、ということである。すなわち、ソ連のルーマニア占領によって初めて、親ソ的政権樹立への動きがおこるのか否かである。この時点がいつであるかは、きわめて重要な問題である。ルーマニアを枢軸陣営に参加させ、対ソ戦を遂行した最高責任者は、何といてもアントネスク元帥であった。そのドイツ追従政策も、ドイツの敗色が日にみえてきてからは、国民の支持も減少していた。そして次第に、アントネスクに反対の勢力が結集されつつあったのである。例えば、マニウやペトル・グローサ⁽¹⁸⁾ (Petru Groza) やゲオルギウ・デジ (Gheorghiu-Dej) などによって代表される勢力であった。ここで注目すべきことは、決してひとつの勢力のみではなかったという事実である。大戦前のドイツ接近勢力は、比較的単純な構成であったが、この反アントネスク勢力は国民のあらゆる階級を結集したものであった。つまり、アントネスクの右翼親独政権に対して、⁽¹⁹⁾アントネスク以外のすべての勢力が結集されたと考えてよい。このことは、一体何を意味するのであろうか。しかも、それがソ連の占領前からなされていたという事実は、どういうことを意味するのであろうか。ここで、ソ連占領前のルーマニア内政をみることにする。

軍事独裁の確立されたルーマニアで、アントネスクに反対する勢力の最大のものは、国家農民党で、マニウに率いられていた。労働者あるいは小土地所有者に支持され、反

ソ的な性格であった。反アントネスクのもとに結集された勢力は、この国家農民党のほかには自由党、社会民主党、共産党⁽²⁰⁾などがあつた。これらの、まったく性格を異にする勢力の間に、統一が保たれたのは、アントネスクの独裁、つまりファシズムとの戦いに対するためであつた。ファシズムとの戦いの前には国内における対立は、一時的停戦となつたのである。これらの反アントネスク勢力は愛国者同盟⁽²¹⁾なるものを結成した。さらに、国内にはドイツの衛星国から離脱し、連合軍との休戦を求める動きが次第にみられるようになった。しかし、国民はソ連との休戦より、西側連合国とのそれを望んでいた。このような情勢の中にあつて、アントネスク政権に対するクーデター⁽²²⁾が断行され、成功をおさめたのである。いわゆる、1944年8月23日の政変である。アントネスク逮捕の命令が国王より発せられ、ルーマニアは戦線から離脱したのである。ただちに、対ソ休戦が行われ、逆に対独宣戦が布告された。ソ連軍のブカレスト占領はその後のことである。これは明らかに、ソ連の軍事的圧力による休戦ではない。ソ連軍進駐後、共産党がソ連の軍事力により、独裁を確立したことが問題なのである。しかし、このことは小国ルーマニアとしてはどうすることも出来ないものであつた。どちらかといえば、ルーマニア国民は米・英による進駐⁽²³⁾を望んでいた。これに対して米・英連合国の作戦には、バルカン上陸はなかつたのである。ヤルタ会談において、米英ソ三国はファシズムとの戦いを援助はするが、戦後になってからは、それらの国に対して内政干渉は一切しない旨、合意をみていた。また、これが守られる以上、東欧にまで米英軍が駐留しなければならない理由もなかつたのである。特に、アメリカはルーマニアがドイツの衛星国であるが故に、戦端を開いたのであつた。⁽²⁴⁾アメリカの東欧における作戦は、すべてソ連に一任されていた。

これに対して、イギリスは初め東欧諸国にも連合軍を送り、ソ連がその軍事力を背景として、共産主義を押しつけることを防ごうとしていた。このことをいち早く予見していたのは、チャーチル⁽²⁵⁾であつた。つまり、東欧におけるソ連の軍事的優位が、戦後世界の構成に大きな影響を与えることを考えてのことであつた。はたして、赤軍のみによる東欧の解放は、その運命を決定的なものにしたのである。この点はアメリカの先見のなさというよりも、イギリス外交の卓越にあると見てよいであろう。しかも、チャーチルはこの問題に関して、スターリンと東欧の非共産化のための協定を結ぶ努力をしているのである。このように、米英ソ連合国の内部情勢が複雑なものであつたから、ルーマニアがソ連によって解放されるのは時間の問題であつた。やがて赤軍進駐下に共産党が続々と独断専行を開始して行くのであるが、反アントネスクのもとに結集された勢力は、初めから赤軍援助のもとに、ルーマニアの共産化⁽²⁶⁾を企てていたわけではなかつた。マニウなどは連合国による進駐を、本気で考えていたほどである。ルーマニアが対独宣戦を行

った直後、赤軍が首都ブカレストに進駐してきた。これより、ルーマニアは連合国の一員として、枢軸国と戦うのである。1944年9月、ルーマニアはモスクワにおいて、アメリカ、イギリス、ソ連と休戦条約に調印した。⁽²⁷⁾ソ連のルーマニア占領は、それ以降ルーマニアの反ファシズム勢力に大きな影響を与えて行くのである。すなわち、ソ連にとって友好的でない政府の樹立は、絶対に実現出来ないものであり、ルーマニア人民は共産主義政権の出現を心から願っていたわけではなかった。例えば、ベッサラビアのソ連への割譲はルーマニア人民にとっては、明らかに不満なものであったが、共産党はソ連に対して、ベッサラビア返還要求運動に協力することが出来なかった。この頃から共産主義者として、パトラスカヌ (Pătrășcanu) やグローザの活躍がみられるのである。⁽²⁸⁾共産党は領土問題などでも、ソ連に対してはルーマニアの国家利益を主張することは出来なかった。最初アントネスク打倒のため結集された勢力の中では、共産主義者のそれは決して強いものではなかった。それがソ連軍の軍事力を背景として、権力を掌握して行ったのである。その手段として、シートン・ワトソン教授は、東欧における三つの方法をあげている。⁽²⁹⁾ルーマニアでは連立政権から独裁政権へ、という動き方であった。この共産主義政権誕生を推進したものは、モスクワ帰りの共産主義者達であった。それまでのルーマニアでは、共産党の活動は決して目ざましいものではなかった。対独パルチザン闘争なども、まだ行われていなかったのである。これに対して、共産主義者の中でもモスクワ派は、強力な活動を行ったのである。アナ・パウケル (Ana Pauker)、バシーレ・ルカ (Vasile Luca)、⁽³⁰⁾エミール・ボドナラス (Emil Bodnaras)、ゲオルギウ・デシなどがその代表であった。第二次大戦末期にいたり、ファシズムとの戦いのため、ルーマニアのあらゆる勢力、国家農民党、自由党、社会民主党、共産党が結合して、ドイツに反抗したが、ソ連はこの統一反ファシスト勢力の中から、共産政権樹立を目ざして、共産党員を指導していたのである。このことは、ルーマニアにとってみれば、完全な内政干渉であった。ただ、ソ連はルーマニア国内に軍隊を駐留させていたために、干渉としてではなく、⁽³¹⁾ドイツ打倒のための共同作戦という口実があったのは、ソ連にとって幸いであった。こういう背景のもとに、ソ連は共産党をして国家農民党や自由党の活動妨害をさせていたのである。これはルーマニアにおける共産党の勢力がまだ弱いことを示すものであり、現に1944年10月に、対独決戦の組織である国家民主主義戦線が結成された。しかし、⁽³²⁾共産党の勢力はそれほど強くなかった。ソ連はこの国家民主主義戦線政府の実現を望み、あらゆる手段を用いてルーマニア国王に圧力をかけたのである。このソ連の圧力の前にはルーマニア共産党の進出を黙認せざるを得なかったのである。

この点に関して、シートン・ワトソン教授によれば、赤軍のルーマニア占領によって、ルーマニアの地方政治の実権を握っていた大土地所有者やブルジョア階級が国外へ逃亡

し、地方政界が破綻をきたしたこと、あるいはユダヤ人などの少数民族問題も関係して⁽³³⁾いると述べている。いずれにせよ、ソ連側の圧力があったことは明白な事実である。このようなソ連の圧力のもとに、1945年2月24日、王宮広場で国家民主主義戦線のデモンストレーション⁽³⁴⁾があり、発砲されて死者が出た。ソ連側はこれを口実に、国王に対してグローザを首班とする国家民主主義戦線政府の樹立を強要したのである。ソ連側のこのような強硬な内政干渉により、⁽³⁵⁾グローザ政権は樹立されたのである。帝政ロシア時代とまったく同じ手段で、小国に対する干渉が行われた。1945年3月6日に、グローザを首班とする連立内閣が成立した。ソ連のバルカンにおける衛星国として、ルーマニアはポーランド、ブルガリアなどとともに、⁽³⁶⁾東欧衛星ブロックに固められて行ったのである。もっとも、グローザ政権は国家民主主義戦線、国家農民党、自由党の連立政権であったから共産党独裁ではなかったが、内相と法相の地位を共産党に有利なように活用して、次第に独裁的傾向を強めて行った。ルーマニアはこの頃から、いわゆる人民民主主義体制にはいることとなった。それは国内のあらゆる勢力を総動員して、ファシズムとの戦いに全力を投入し、ドイツを撃滅せんとするもので、そのためにはソ連軍の援助を全面的に受け入れたのである。しかし、⁽³⁷⁾ファシズムとの闘争のために結集した勢力の中から、共産政権が誕生したことは皮肉であった。1942年2月のヤルタ協定で確認された自由選挙による民主的政府樹立の理想は、完全に破られたのである。スターリンはこの協定で、枢軸側衛星国に自由を保障することに同意したのであるが、ポツダム会談では次のように述べている。「… …これらの国のいずれにおいても、自由に選ばれた政府は反ソ的になるであろう。それは、我々としては認めるわけにはいかないのだ」と。このスターリンの言葉には、⁽³⁸⁾明らかに、大国主義を是認する立場が含まれている。ここにも大国の、小国に対する圧力がみられる。

このように、ソ連は東欧の枢軸側衛星国において、⁽³⁹⁾共産主義政権を樹立させながら、ドイツにせまって行ったのである。ジューコフ元帥の率いる第一白ロシア方面軍と、コーニエフ元帥の第一ウクライナ方面軍とは、ベルリン占領を目ざして進撃競争を演じていた。また、西方からはアイゼンハウアー大将総指揮の連合軍が、同じくベルリンを目標に進撃していた。これに対して、ハインリーチ元帥麾下のウイスラ軍団は、もはやベルリン防衛の任に耐えることが出来なかった。ドイツ国防軍はすでに有名無実と化していたのである。1945年5月7日、ドイツ軍は連合国に無条件降伏した。ヨーロッパの火薬庫といわれたバルカンに火を発した大戦は、東欧にソ連衛星国を残して終了したのである。ルーマニアも、ソ連の衛星国のひとつとして、戦後の新しい社会にふみ出して行くのであった。

2 人民共和国の成立

ドイツ衛星国のひとつとして 連合軍と戦ったルーマニアは、大戦後はソ連の衛星国に生れ変わった。ソ連がヤルタ協定の精神に反して、東欧諸国を共産化して行ったことは、ソ連のアメリカに対する政策から考えてみなければならない。つまり、大戦前にはなかった米ソ二大陣営の対立という新しい段階に、世界は直面したのである。大戦終了後、アメリカは積極的に国際平和の維持に貢献せんとする努力を行った。第二次世界大戦はアメリカが国際連盟に加入していなかったことが、大きな原因で発生したのであると、アメリカ側は考えていた。⁽⁴¹⁾ 枢軸陣営との戦いにおいて、英仏その他を率いて戦ったアメリカが、戦後世界においてその指導的地位に立とうとすることも、また自然のなり行きであった。ただ、アメリカには自由の擁護という大義名分があり、自由を守るためにはいかなる戦争もやむを得ぬ、とする傾向があった。これはソ連におとらず大国主義的な態度であり、ここから共産主義陣営と対決するという政策が生れてくると考えられる。⁽⁴²⁾ このような積極的なアメリカの世界政策に対して、ソ連に代表される共産主義陣営も、これと対決する政策をもつてのぞんだのである。共産主義政権は誕生してまだ歴史があまりなく、国力も充実しておらず、社会主義経済の確立が急務であった。従って、対外的には資本主義陣営と対決するといふ政策を実行せざるを得なかった。⁽⁴³⁾ 大戦後の世界がこのようにはっきりと、二大陣営に分かれて対立していたため、互いにその勢力の拡大をはかろうと努力したのも当然であったといわねばならない。アメリカは自由世界諸国をさそい、ソ連とその衛星国をとりまく軍事同盟を結び、いわゆる鉄のカーテンを利用して、逆にその中に封じこめてしまったのである。⁽⁴⁴⁾ ソ連はまた、鉄のカーテンにより、資本主義陣営の干渉をすべて排除してしまっただけでなく、⁽⁴⁵⁾ いわゆる冷戦の展開である。

国際情勢がこのように緊張したときに、ソ連の東欧衛星国建設がすすめられていたのである。ソ連の東欧政策の大原則は、東欧を資本主義陣営に対するソ連の防波堤たらしめることであった。⁽⁴⁶⁾ 従って、ソ連がルーマニアにおいて大戦後、共産主義政権の樹立を計画したことも、このような国際政治の大きな流れの中で考えなければならない。そうすれば、ソ連の対東欧政策が、いかに一方的押しつけであったかが明確になってくるであろう。しかも、強大な軍事力を背景として、小国に対し最後通牒をつきつけてまで目的を達成したことは、まさに20世紀における植民地主義の典型であった。⁽⁴⁷⁾ 東欧における、このようなソ連の植民地政策を、ルーマニアもまともに受けたのである。ソ連は1947年9月、コミンフォルムを結成した。これはいわゆるソヴィエト・ブロックの成立とみなすことができる。このコミンフォルムを通じて、各国の共産党に指令を出し、内政干渉をほしいままにし、ソ連の生活圏拡大をはかって行ったのであった。ソ連が資本主義陣営から自国を守るためには、東欧衛星国のような防波堤を必要とし、またそれを犠牲に

してもよい、と考えていたわけである。これはかならずしも19世紀的植民地ではなかつた。また、それほど単純な関係でもなかつた。つまり、一方的な支配、被支配の関係ではなく、国際法を認める以上、主権の行使はいずれも平等であった。ただ、その主権には強弱があるのである。国際社会が大国によって動かされて行くという理由が、ここにあるのである。しかも、その大国がたがいに自国陣営の拡大に全力をあげているのであるから、冷戦は深刻になるばかりであった。⁽⁴⁸⁾

このような情勢の中で、ルーマニアの共産化は着々とすすめられて行ったのである。大戦末期に、ソ連の軍事力を背景に成立したグローザ政権は、まず土地改革に着手した。戦争責任者及び協力者の土地は没収され、正当な所有者でも、50ヘクタールまでしか認められなかつた。この場合、特例として教会の土地は没収の対象にはならなかつた。国王領も同様であった。この土地改革では、各個人にわずか三ヘクタールばかりの、非生産的な広さの分割を多数行ったにすぎなかつた。結局、ルーマニアに中産的農民を作り出す、という初期の目的は失敗した。土地改革以外には、ソ連との経済協定がある。これはソ連とルーマニアが、各重要産業部門で、合弁会社を作るというものであった。ソ連のルーマニア経済に対する支配は、これで決定的となった。しかも、ソ連はこの合弁会社を通じて、ルーマニアの地下資源その他をソ連領内に直接持ち去るという搾取を行ったのである。勿論、これにはルーマニアが、ソ連軍によって占領されていた事実も考慮に入れなければならない。ともかく、グローザ政権はソ連への奉仕のうちに、終戦を迎えたのである。ルーマニアはここで、グローザ政権の正統性に関して、イギリス、アメリカからその承認について問題が出された。ソ連がグローザ政権を承認することは、当然であった。事実上、ソ連の指令で作られた政府である以上、それは自明のことであろう。ところが、イギリス、アメリカはそうではなかつた。両国はグローザ政権を国民の総意にもとづく権力と認めなかつたのである。⁽⁵⁰⁾ 国王ミカエルはグローザ政府に対し、総辞職を要求した。国王は、総辞職後に、自由選挙を行うことを提唱したのである。⁽⁵¹⁾ この時、グローザ政府が総辞職し、自由で公正な選挙を行ったならば、おそらく親ソ的な共産政権は再現されなかつたであろう。それは先述のスターリンの言葉によっても、うかがい知ることが出来る。ここに、ルーマニアはいかなる政治体制をとるかという、重大な岐路に立たされたのである。すなわち、ルーマニアが再度共産主義政権を樹立して、ソヴィエト・ブロックの一員となるか、あるいは国民の自由な意思を代表した民主主義政権が作られ、西欧陣営の一角をしめるかである。⁽⁵²⁾ しかるに、国王のグローザに対する辞職要求は拒否されたのである。ここに、国民の支持に対して自信のない不安が、共産主義者達の間存していたと考えてよいであろう。自由選挙を行って、国民の総意にもとづく共産政権樹立の方が、いかに国内的にも、国際的にも説得力をもつものであるか

を考えることが出来なかったのである。なぜならば、国民は伝統的に反ソ感情をいだいており、西欧に対する憧憬には根強いものがあつたから、もしこのような情勢の中で、自由選挙を行うならば、反ソ的政権の出現は明らかであつた。⁽⁵⁵⁾

この事実をみてとつたソ連は、またしてもルーマニアに対する干渉を始めた。グローザはモスクワでスターリンと会見し、ソ連の支持を得た。これ以降、グローザは反対派に対する弾圧を開始した。法相、内相という地位を共産党が握っている以上、それは非常に有効に行われた。このようなグローザ政権に対する米英の強硬な態度も、また当然であつたといわねばならない。しかしながら、米英はモスクワ三国外相会議において、妥協を行い、自由選挙の実施を条件として、米英のグローザ政権承認が行われたのである。⁽⁵⁶⁾ ここでも、米ソ二大陣営対立下における、小国の動きがはっきりとみられる。つまり、東欧の小国ルーマニアが、国内で自由選挙を行うか否かはただちに米ソの勢力均衡に影響してくるのである。グローザ政権は、モスクワ三国外相会議の決定に従い、自由選挙を実行しなければならなかつた。やがて、1946年11月19日、総選挙が行われたのであるが、共産党を中心とする政府の選挙干渉はひどく、国民の自由な意思を反映したものとは考えられなかつた。結果は政府派が347議席で、絶対多数を獲得した。反対派としては、国家農民党の33議席、自由党の3議席にすぎなかつた。⁽⁵⁷⁾ アメリカ、イギリスもこの選挙を、ヤルタ協定のいう公正な自由選挙とは認めなかつた。それにもかかわらず、グローザ政権は選挙後に反対派の弾圧を徹底して遂行したのである。この弾圧で攻撃されたのは、国家農民党マニウ、自由党ブラティアヌ、チチュレスクなどであつた。⁽⁵⁸⁾ こうして大体、1947年末までに、いわゆるモスクワ派が政府の実権を掌握したのである。反対派の弾圧がひとまず終了すると、政府は国王ミカエルのイギリス訪問中に議会を召集し、国王の退位を宣言し、王制を廃止してしまつた。これで、名実ともにルーマニア王国は消滅し、あとにはソヴィエト衛星国が残つたのである。ルーマニアは新しく、人民民主主義共和国を宣言した。⁽⁵⁹⁾ 共産党は社会民主党と合併し、労働者党となつた。⁽⁶⁰⁾ この労働者党は統一農民党、国家人民党、マジヤール人民同盟と共に、人民民主主義戦線(National Democratic Front)を結成した。これは憲法制定会議召集のため、総選挙を行う必要上からであつた。この人民民主主義戦線は総選挙で大勝し、ルーマニア人民共和国憲法を制定したのである。⁽⁶¹⁾ 憲法制定会議が終り、反対派に対する弾圧が一段落すると、今度は党内における粛清が開始された。党内にはモスクワ派と民族派との対立があつたが、パウケレヤルカなどのモスクワ派は、パトラスカヌを粛清した。⁽⁶²⁾ 党内においてはモスクワ派が主流であり、粛清はこれ以降も行われた。これには、ルーマニアにおいて独自の共産主義者の活動がなされておらず、モスクワ派に多くを握られていたのが、その主たる原因であつた。⁽⁶³⁾

ルーマニア人民共和国憲法は、主権が人民に存し、ルーマニア人民共和国が労働者の国家であることを宣言している。しかし、この憲法はもともとソ連の強い影響のもとに制定されており、その条文上の規定はスターリン憲法に由来していると考えられる。前文において、ルーマニア人民共和国の成立が、ドイツ・ファシズムとの闘争の過程において、⁽⁶⁴⁾ 光栄あるソヴィエト軍の援助によって達成されたことを高らかに謳っているのである。この事実、何を物語るものであろうか。第二次大戦後、アメリカ・イギリス連合軍に占領された諸国において、その憲法の前文に占領軍の援助により、自由を得て独立を達成したということを明示している憲法は、これを発見することが困難である。明らかに、ソ連軍の圧力、まさに援助ではなく圧力によるものといえよう。ルーマニア人民共和国はたしかにドイツ衛星国より解放されて成立したものであるが、⁽⁶⁵⁾ それはソ連衛星国でしかなかったのである。ルーマニア人民共和国は、このような過程を経て成立したが、それが真のルーマニア人民の独立であったと断定することは出来ない。

- (1) いわゆる世界連邦の確立が、歴史的必然であるというのではない。大国による国際社会の指導は、大戦後の世界においても同様である。
- (2) 9月5日、中立宣言。しかし、カロールが追放されると、この中立宣言は有名無実となる。
- (3) F. B. Singleton; *Background to Eastern Europe*, p. 107
- (4) F. B. Singleton, *ibid.*, p. 108
- (5) J. Henry Landman, Herbert Wender; *World since 1914*, p. 319
- (6) J. Henry Landman, Herbert Wender, *ibid.*, p. 331
- (7) J. Henry Landman, Herbert Wender, *ibid.*, p. 331
- (8) F. B. Singleton, *op. cit.*, p. 108
- (9) F. B. Singleton, *op. cit.*, p. 57
- (10) Samuel H. Beer and Adam B. Ulam; *Patterns of Government*, p. 347
- (11) ソ連共産党中央委員会附属マルクス・レーニン主義研究所、第二次世界大戦史（大祖国戦争）、川内訳、175頁。
- (12) ドイツの場合、その衛星国という意味は枢軸参加である。
- (13) J. Henry Landman, Herbert Wender, *op. cit.*, p. 332
- (14) 対ソ宣戦布告は、1941年4月23日である。
- (15) 1918年—1945年のドイツ対外政策文書、第8巻、49頁。
- (16) ルーマニアの石油に対するドイツの関心は非常に強く、1941年3月26日、ドイツ国防軍最高司令部は、「ルーマニア石油地区防衛命令」を発し、この地区がドイツの作戦にとって、死活的な重要性をもっていることを強調した。以下、ニュールンベルク裁判資料集にくわしい。
- (17) 近代国家においては、一方的完全服従は困難である。
- (18) F. B. Singleton, *op. cit.*, p. 108
- (19) F. B. Singleton, *ibid.*, p. 109

- (20) 世界経済調査会, 東欧の研究, 243頁。
- (21) この愛国者同盟の中では, 農業労働者同盟 (Ploughman's Front) のペトル・クローザーが指導的地位にあった。
- (22) Ghita Ionescu; *Communism in Rumania*, p. 83
- (23) 第二次大戦末期のドイツでは, 第一白ロシア方面軍のジューゴフ元帥と, アメリカ第12軍団のブラッドレー大将とが, ベルリン占領競争を演じていたが, ドイツ国民の大半はソ連軍の接近を恐れ, 米英連合軍による占領を望んでいた。
- (24) Harold U. Faulkner; *American Political and Social History*, p. 794
- (25) ウィンストン・チャーチルの第二次世界大戦回顧録にくわしい。
- (26) 愛国者同盟は, いわゆるパルチザン闘争はしていない。
- (27) J. Henry Landman, Herbert Wender, *op. cit.*, p. 382
- (28) F. B. Singleton, *op. cit.*, p. 108
- (29) F. B. Singleton, *ibid.*, p. 112
- (30) Ghita Ionescu, *op. cit.*, p. 99
- (31) F. B. Singleton, *op. cit.*, p. 113
- (32) Ghita Ionescu, *op. cit.*, p. 99
- (33) 世界経済調査会, 前掲書, 247頁。
- (34) Ghita Ionescu, *op. cit.*, p. 105
- (35) Ghita Ionescu, *ibid.*, p. 106
- (36) 内山正熊, 外交と国際政治, 92頁。
- (37) 歴史的にみて, 予見されることであったが, 大国の干渉を軍事力ではね返すことが出ない以上, やむを得ないであろう。
- (38) 高坂正堯, 国際政治, 94頁。
- (39) ルーマニアの統一反ファシスト勢力は, 国民のあらゆる階級が結集されていたが, 共産政権が赤軍の援助により, 第1位となった。
- (40) 東欧8カ国の中ではユーゴが独自の軍事力でファシズムと戦った。
- (41) Harold U. Faulkner, *op. cit.*, p. 824
- (42) Harold U. Faulkner, *ibid.*, p. 827
- (43) J. Henry Landman, Herbert Wender, *op. cit.*, p. 379
- (44) 北大西洋条約機構 (NATO) は, 1949年4月に成立した。
- (45) ワルシャワ条約機構は1955年5月に成立した。
- (46) Alexander Dalline; *Soviet Policy Toward Eastern Europe* 小谷訳, 東ヨーロッパ, 108頁。
- (47) Ghita Ionescu, *op. cit.*, p. 107
- (48) John Strachey; *The End of Empire* 関訳, 帝国主義の終末, 193頁。
- (49) 1944年8月のダンバートン・オークス会談において, 戦後世界の大国による平和維持が確認された。
- (50) Ghita Ionescu, *op. cit.*, pp. 110-113

- (51) Ghita Ionescu, *ibid.*, pp. 112-113
- (52) Ghita Ionescu, *ibid.*, p. 115
- (53) ヤルタ協定にいう自由選挙を主張した国王の方が正当である。
- (54) ギリシア, トルコがその実例である。
- (55) ルーマニア人はスラヴ系でなく, ラテン系である。
- (56) Ghita Ionescu, *op. cit.*, pp. 116-117
- (57) Ghita Ionescu, *ibid.*, p. 124
- (58) Walther Kichner; *History of Russia*, p. 302
- (59) ルーマニア人民共和国の成立は, 1947年12月30日で, 同時に王制は廃止となった。
- (60) ルーマニア労働者党の結成は, 1948年2月21日である。
- (61) ルーマニア人民共和国憲法は, 1948年4月13日公布された。
- (62) Brezezinski; *The Soviet Block*, p. 92
- (63) Ghita Ionescu, *op. cit.*, p. 133
- (64) Constitution of the Rumanian People's Republic
- (65) F. B. Singleton, *op. cit.*, p. 109

第4章 社会主義国家への発展

1 非スターリン化

人民共和国憲法の制定により, ルーマニアはソヴィエト体制を確立した。これをさらに徹底させるものとして, 1949年1月に, 人民評議会が設置され, 人民の国家権力への参加⁽¹⁾が行われた。これはルーマニア人民共和国の権力の基礎となるものである。そのほか, 警察機構と軍隊も改革され, ソヴィエト体制確立のため活動した。いわゆる人民の敵⁽²⁾に対する粛清の道具である。これが国民全般に対して, 厳重な監視を行ったのである。この時の反対派追放は, 非常にきびしいもので, 1950年半ばまでに大体20万人が粛清⁽³⁾された。このような手段により, ルーマニア政府はソヴィエト体制の確立をいそぎ, ソ連のルーマニアに対する信頼度は増加したのである。1948年6月, ユーゴスラヴィアがコミンフォルムより除名されてから, この傾向は特に顕著なものとなった。その後も粛清は続き, 1952年3月には, 蔵相ルカが追放された。さらに, 内相ジョルジュスク, 外相アナ・バウケレがその地位を追われた。これらの粛清の嵐を通りぬけて, その地位を着々と確立していたのがゲオルギウ・デジであった。党内におけるデジの優位は続き⁽⁴⁾, 1952年6月, 閣僚会議議長に就任したのである。

デジはグローザを大国民会議の議長とし, 自分が実権を握り, 反対派, 特にモスクワ派を次々と追放していったのである。このようにして, ルーマニアではソ連衛星国としてのスターリン主義⁽⁵⁾が, 着実に確立されていた。経済的にも, 1950年1月の第一次五カ

年計画となって現われてきた。この五ヵ年計画によると、1950年を出発の年度として、五ヵ年で工業は3.5倍に、農業は1.5倍に増加させる⁽⁶⁾予定であった。それまでのルーマニアは東欧における後進国であったから、工業化には特に重点がおかれていた。ルーマニアの豊富な地下資源である鉄、石油、石炭の増産が急速に行われていた。粛清により党内での地位をゆるぎないものとしたデジは、共産主義者の独裁による人民民主主義を確立した。それはプロレタリアートの前衛たる共産党員が、ルーマニア人民共和国を支配することであった。ドイツとの戦いの過程において生れてきた反ファシズム勢力は、人民民主主義へと発展し、さらにソ連の強力な援助のもとに、ソヴィエト体制を確立したのである。その基盤となったものは、スターリンに対する忠誠であった。⁽⁷⁾共産主義社会というものは、プロレタリアートが政治権力のすべてを独占して、産業を国有化しただけで生れてくるものではない。その過程において、強烈な個性と指導力をそなえた指導者がいなければ、それはなかなか達成出来ないものである。しかも、その指導者は一般に独裁者の性格をそなえている。この点では、資本主義社会の民主主義と大いに異なるところである。人民民主主義が、はたして民主主義であるか否かは問題の多いところである。レーニンのあとを受けて、ロシアにゆるぎない独裁政権を樹立したスターリンの東欧に与えた⁽⁸⁾影響は、決定的なものがあつた。それはもはや、カリスマ的存在となつたのである。それ故、1953年のスターリンの死もまた、ソ連を初め、東欧に与えた影響は、非常に大きいものがあつた。ルーマニアもその影響を次々と受けて行くのであるが、スターリンの死後しばらくの間は表面化しなかつた。これは徹底したスターリン主義者であつたデジが、強い統制力を握っていたためとされている。デジの独裁のもとに、スターリン主義がルーマニアで確立されていたのである。スターリンの持論であつた社会主義の農村への移行も、⁽⁹⁾農業の集団化として実現されて行つた。デジによるスターリン主義の遂行は、第一に、スターリンの希望している政策を実行することであり、第二に、ソ連の東欧搾取に貢献出来る経済体制をとり、この中においてルーマニア発展の道を見出すことであつた。デジの存在はルーマニアにおける小スターリンであつた。従つて、ソ連がスターリンの死後、マレンコフ等の集団指導体制をとるにいたつても、なおデジの⁽¹⁰⁾独裁は続いていた。ここにも、共産主義政権がいかに個人的色彩の強いものであるか、それをみる事が出来る。しかし、東欧全体としては、やはりスターリンの死をもつて、スターリン主義の崩壊の開始とみるべきであらう。東ドイツでは1953年6月には政策批判が行われて、重工業優先の政策に修正が加えられた。ハンガリーでも、スターリン主義⁽¹¹⁾反対派を、党内に生ぜしめていた。このような動きは、フルシチョフの登場とともに、ますます顕著なものとなつて行つたのである。

1955年2月、フルシチョフが党内において支配権を確立した頃の東欧は、一国社会主

義の方向が芽ばえていた。フルシチョフはこの社会主義の多様性を、東欧諸国に認めながらも、社会主義陣営統一のための手段として、ワルシャワ条約機構の結成と、経済援助相互会議、いわゆるコメコンの復活を考えたのである。1955年5月14日に調印されたワルシャワ条約は、ソ連のルーマニアに対する統制を強化した。ワルシャワ条約機構軍としてのソ連軍が、ルーマニアに駐留したためである。デジはフルシチョフの社会主義陣営統一を、スターリン主義の面からのみとらえ、ルーマニアにおける自己の支配権強化に利用するところ大であった。また、デジはワルシャワ条約の必要性を、北大西洋条約の存在に対抗するものとして強調しているが、その両者には非常に大きな相違がみられるのである。すなわち、北大西洋条約は共産主義陣営に対する自由主義陣営の防衛という目的のもとに、創設されたものであって、それはどこまでも反共を第一としてとらえるべき性格のものである。西欧防衛のための軍事同盟である。西欧防衛のための軍事同盟である以上、当然のことである。

これに対して、ワルシャワ条約は表面上は、資本主義陣営から行われる侵略に対する防衛であるが、その本質はかならずしもそうではない。ソ連の衛星国である東欧諸国に対してこれを監視するという任務もおびていると考えられる。このワルシャワ条約にもとづいて東欧に駐留するソ連軍は、後に重大な事件をもたらすのである。ともかく、このワルシャワ条約の締結により、デジの立場は強化され、さらにコメコンによって補強された。このように、デジのスターリン主義がルーマニアで実行されているとき、ソ連共産党第20回大会が開かれ、いわゆるスターリン批判が公然と行われた。この時より、東欧は非スターリン化の嵐の中にまきこまれて行くのである。その先頭に立ったのは、ポーランドであり、ハンガリーであった。1956年6月のポズナン暴動と十月政変であり、同じく10月のハンガリー動乱であった。ルーマニアはこの二大事件の影響を強く受け、これを契機として、反ソ感情は次第に高まって行った。しかるに、デジは東欧を大きく揺り動かし始めた非スターリン化の動きとは、まったく反対の立場をとり、第20回ソ連共産党大会に、デジと一緒に出席していたコンスタンチネスクやキジネフスキーは、デジによって粛清されてしまった。その理由は、非スターリン化の波をルーマニアにもちこむ恐れがあったからである。これでデジの支配権は確立され、その地位はまさにルーマニアにおけるスターリンであった。スターリンの場合と同様、社会主義国家体制を確立するまでにはルーマニアにも強力な指導力を発揮出来る支配者が必要であった。これは当然のことながら、個人崇拜を生み出したのである。ルーマニアにおけるスターリン的な存在であったデジにとってみれば、スターリン主義体制存続のためには、後継者の養成を考えなければならなかった。いずれにせよ、ルーマニアの非スターリン化が本格的にすすむのは、1965年デジの死以降のことである。すなわち、デジによって育成さ

れたニコラエ・チャウシェスク (Nicolae Ceaușescu) が書記長となってからのことである。

1964年10月、ソ連共産党第一書記長フルシチョフが失脚し、さらに1965年3月、ルーマニア労働者党第一書記ゲオルギウ・デジが死去すると、ルーマニアもようやく非スターリン化の道⁽¹⁸⁾を歩み始めるようになった。東欧はすでに、非スターリン化の波に乗ってソ連の支配からのがれ、各国それぞれ独自の道をすすもうとする動きがみられた。ルーマニアもまた、その本来の道⁽¹⁹⁾をすすみ始めたのである。大戦後の東欧はソ連軍の援助のもとに、人民民主主義革命を遂行して、いずれも人民共和国を建設した。しかし、各国はそれぞれ異った歴史的条件のもとにある以上、スターリン主義的な重工業最優先が、東欧ブロック内における南北関係を決定的なものにした。従って、デジからチャウシェスクへの交代が行われて後のルーマニアは、むしろルーマニア本来の道⁽²⁰⁾をすすんで行くものと考えられる。ルーマニアが社会主義共同体から離反的傾向を示していることは事実であるが、大国主義支配⁽²¹⁾の行われている国際社会においては、むしろ当然の態度といえる。ただし、その場合、大国が国際社会における平和維持の名において、どこまで自国に有利な態度をとるか、が問題となってくる。その判断は単純に決定することは困難であるが、内政干渉的事実があったか否かは、判断のひとつの規準となろう。ルーマニアの反ソ的傾向は、1965年3月のデジの死以降であって、それまでのルーマニアは公然とは反ソ的態度に出なかったのである。それはいうまでもなく、デジがルーマニアにおいて、非スターリン化の非デジ化への転換を恐れていたからである。デジによる非スターリン化防止は、一応成功をおさめた。それだけに、チャウシェスクになってからの政策には顕著な変化がみられるのである。

最後に、スターリン亡きあとの非スターリン化や、デジなきあとの非デジ化がおこる最大の理由は、これら指導者がすべて独裁者であるからである。そして独裁支配体制の常として、その統制手段が非公式なものであるところに原因していると考えられる。例えば、スターリンはソヴィエト体制の象徴であったから、反スターリン的なものはすべて悪⁽²³⁾であった。ここには、制度化された基準というものはないのである。民主主義国家の政治では、最高権力者は制度におけるそれであって、その制度の外にあっては、国民の一員にすぎない。ここに、基本的には法の前の平等が確立されていると考えてよいわけである。このことを考えるならば、共産主義国家が制度によらない、つまり個人による支配であるということが明らかとなるであろう。政治を全体社会の維持改善⁽²⁴⁾と考えるならば、個人による支配よりも、法による支配に価値を見出すものである。ルーマニアにおける非スターリン化と、それにともなう非デジ化⁽²⁵⁾も、このような見地においてとらえるべきである。

2 独自の道

社会主義国家の建設を目ざすルーマニアは、その道程において、大きな障害にぶつかることになった。それは多分に、ソ連及び東欧ブロック内における他の社会主義国家との関係においてであった。その障害となるべき理由は、多方面に求められるであろうが、ここでは政治的理由としてワルシャワ条約、⁽²⁶⁾ 経済的理由としてコメコンについて考えて行くことにする。

ワルシャワ条約は1955年5月に締結され、その前文において西ドイツを仮想敵国とみなし、ヨーロッパにおける平和維持のため締結されたことが明記されているが、北大西洋条約機構に対抗することが、⁽²⁷⁾ 最大の目的であることは先述の通りである。さらに、この条約にもとづいて組織された、いわゆるワルシャワ条約機構統一軍の東欧諸国における駐留が、かならずしも北大西洋条約機構に対抗するためばかりでなく、ソ連の東欧衛星国支配のための手段であることも、同じく先述の通りなのである。しかも、これは1956年10月のハンガリー事件において、すでに証明されたところである。10月24日未明のブタペストにおける反政府暴動は、⁽²⁸⁾ ワルシャワ条約にもとづく、ハンガリー駐留ソ連軍の戦車部隊によって鎮圧されたのである。北大西洋条約機構に対抗するため駐留しているソ連軍が、ソ連圏の維持のため、その各同盟国に対しても、銃口をむけるという事実は、まさに東欧にとって大いなる脅威であった。このソ連軍の行動は明らかに、ワルシャワ条約がその前文で明示している内政不干渉の⁽²⁹⁾ 原則に反するものであるといわねばならない。また、時を同じくしておこったポーランドのポズナン暴動においても、ソ連軍はポーランド西部及び東部国境に集結していたのであった。⁽³⁰⁾ 西部国境に集結したソ連軍は、ワルシャワ条約にもとづく東ドイツ駐留軍部隊であった。東部国境はソ連領に接しているので、何の制約も受けずに、ソ連軍は移動することが出来るのである。このハンガリー、ポーランドにおけるソ連軍の出動は、ルーマニアにとっても脅威であった。二つの暴動は、⁽³¹⁾ ルーマニアにも大きな影響を与えたのである。この当時、ルーマニアにはワルシャワ条約に規定されたソ連軍が駐留していたのである。しかも、ハンガリー事件当時のソ連軍の介入には、ハンガリー駐留軍はもとより、ソ連及びルーマニアから動員された⁽³²⁾ 部隊が鎮圧に出動した事実もあるのである。ハンガリー事件当時のこのような情勢を考えると、ルーマニアにとってソ連軍の駐留が脅威であったことが理解できよう。⁽³³⁾ 以上のことから、ルーマニアはワルシャワ条約機構に対して、次第に不満をいやくようになって行くのである。

このような動きは、デジの生存中はあまり表面化してこなかったのであるが、1965年3月にデジが死去し、チャウシェスクが第一書記となってからは、いわゆる独自の道をすすみ始めたのである。さらに、1965年7月19日から24日までの、第4回ルーマニア労

働者党大会において、党名改称を行い、第9回ルーマニア共産党大会とした。このとき、従来の第一書記制を廃止し、チャウシェスクはルーマニア共産党書記長に就任したのである。⁽³⁴⁾チャウシェスク時代になってからのルーマニア、特に党の動向は、大きく変化し、1966年5月にルーマニアは、ワルシャワ条約によるソ連軍の駐留に公然と反対を表明し、この旨をソ連及び東欧各加盟国に通告したのである。⁽³⁵⁾この事実を考慮に入れるならば、ルーマニアのソ連からの離反は、ある程度さげられないものであろう。ルーマニア駐留ソ連軍は、すでに1958年に撤退しているが、海軍及び空軍基地は未だ残されており、ソ連軍は東ドイツ、ポーランド、ハンガリーになお駐留している⁽³⁶⁾のである。しかも、ワルシャワ条約機構統一軍の最高司令官はソ連人であり、東欧駐留軍の費用はすべて加盟国の分担とされる。ソ連軍の東欧における駐留は名実ともに独立国となることを望む各国にとって、主権がいちじるしく侵害される恐れがあるのである。注目すべきことは、チャウシェスク書記長の求めるものが、ワルシャワ条約機構の改変ではなく、機構そのものの廃止を求めているという事実である。⁽³⁷⁾これはルーマニアが、ワルシャワ条約加盟国すべてからのソ連軍の撤退を求めていることを考慮するならば、明らかであろう。ルーマニアがワルシャワ条約加盟国に送付したといわれる書簡⁽³⁸⁾の内容は、モスクワにおいて発表されたものによると、次のようなものであった。

第一に、加盟各国からの外国軍隊の引き揚げを求めること。

第二に、外国駐留軍が必要なときには、二国間協定によって行うこと。

第三に、駐留にともなって生ずる費用は、すべて関係国が支払うこと。

第四に、核兵器使用の場合には、東欧諸国にも発言権を認めること。

ルーマニアも、これがすぐ実現されるものとは考えていなかったであろうが、東欧諸国⁽³⁹⁾に対して、このような秘密書簡を配布することにより、ソ連に対して間接的圧力をかけていることは明らかである。ソ連に対する、この公然たる挑戦の背景として考えられることは、ワルシャワ条約機構を通じて、ルーマニアがソ連の支配下にはいることへの反撥がまず考えられる。統一軍司令部は、その事務局をモスクワにおき、最高司令官もソ連人である。⁽⁴⁰⁾このような、ソ連人によるルーマニアの支配あるいは干渉は、当然ルーマニアの国民感情に刺激を与える。第二次大戦後のルーマニアにおける、ソ連の帝国主義的侵略もまた、ラテン民族としてのルーマニア人に強い反ソ感情をいだかせた。⁽⁴¹⁾勿論、社会主義国ルーマニアが、ルーマニア王国時代の国家主義によって、反ソ対抗を行っているとみることが出来ないであろうが、国家利益にもとづいてなされる要求が、ナショナリズムというエモーショナルなものと、決して結合しないと断定することは不可能⁽⁴²⁾であろう。これは人間が、本来の人間である以上、つまり、革命的人間が人間改革によって、まだ出現しない現状においては、明白な事実である。国家利益とナショナリズムとは、社会

主義世界においては一致しないものと思われるが、この正確な区別は困難な問題である。

以上で、ルーマニアが独自の道をすすみ始めた政治的理由としてのワルシャワ条約について考察したのであるが、次に経済的理由として、最初に述べた如く、コメコン内部におけるルーマニアの立場⁽⁴³⁾を考えてみることにする。

コメコン (SEV) はスターリンの死後、東欧におこった、いわゆる多様化に統一を与えるため、フルシチョフによってその活用が考え直されたものである。従って、ここにワルシャワ条約による政治的統一の経済的裏付けとして、これをとらえることが可能となるのである。コメコン創設当時、マーシャル・プランが内政干渉、対米追従であるの⁽⁴⁴⁾に対して、コメコンは参加国の平等及び主権の尊重を、ソ連側は強調した。それはたしかに、EECのような超国家性はなかったのであるが、ルーマニアがコメコンに求めたものは、経済成長を達成して国民の生活水準を高めることであって、決してマルクス・レーニズムのイデオロギー⁽⁴⁵⁾的要請によるものではなかった。ルーマニアがコメコン諸国の経済統合計画に反撥し始めたのは、1960年6月の第3回ルーマニア労働者党大会以降⁽⁴⁶⁾である。この党大会において、ルーマニアは1960年から65年までを、短期計画の期間とし、⁽⁴⁷⁾工業化を推進することを決定した。その内容は、重工業と機械製造業に優先権を与え、農業の集団化を完成させて、社会主義建設を、1965年の短期計画期間中に終了させることであった。しかるに、石油化学、製材、食品などの軽工業部門を担当して、国際分業の責任を果すというのが、ルーマニアのコメコン内部における任務であった。ここに、ルーマニアの経済計画と、コメコンのそれとの明白な相違がみられるのである。このことを考慮に入れるならば、ルーマニアがコメコンの経済統合に反対する理由も理解出来⁽⁴⁸⁾ると思われる。東欧諸国の中でも後進国に属するルーマニアはコメコン内部の南北問題⁽⁴⁹⁾に直面したのである。すなわち、ハンガリー、ポーランド、チェコスロヴァキアなどの先進国に対して、本来農業国であるルーマニアが、コメコンの国際分業の任務を、そのまま是認して実行すれば、ルーマニアの工業化、特に重工業化は国家目的である社会主義完成とともに、実現出来なくなるのである。農業国ルーマニアの犠牲において、ソ連及びその他の東欧の先進工業国の社会主義完成に貢献することは、ルーマニアとしては耐えられぬところである。ルーマニアがソ連を中心とするコメコンの経済統合計画に反対するのは、当然であるといわなければならない。これは明らかにコメコン内部の経済統合⁽⁵⁰⁾に対して、ルーマニアの国家利益が衝突したものである。

ここで、ナショナリズムが問題となるのであるが、それは民族の統一、独立、発展を志向し、おしすすめるイデオロギー及び運動であるといわれている。従って、自由と独立が達成されている民族の国家においては、ナショナリズムは単なる文化段階にとどま⁽⁵¹⁾るのみで、政治段階の意識と行動にまで高揚されることは、ほとんどないのである。こ

ここで、ルーマニアのソ連からの離反に、民族主義的な反抗ということが、実際に行われているか否かを考えてみることにする。ルーマニアが第二次大戦末期に、ソ連の援助によって、社会主義国家への基礎を作ったということは、すでに明らかになったのである。しかるに、ソ連に対しては、領土問題が未解決のまま残った。ソ連によるルーマニア領ベッサラビアと、ブコヴィナ北部の侵略である。ソ連はこの領土併合を武力を背景に行ったのであるから、この領土拡張政策はいかに正当化しようとも、帝国主義的とみられても仕方のないところであろう。この事実が、まずルーマニアのソ連に対する反感の根底にあると考えられる。つまり、領土問題によって、ナショナリズムが覚醒された場合である。

次に経済搾取の場合を考えてみる。1947年のパリ平和条約で、ソ連はルーマニアから二億ドルに相当する財貨を賠償として取りあげた。⁽⁵³⁾ そのほかに、ルーマニアの約三分の一の工業が、ソ連の手に渡った。ソ連支配下の合弁会社は、ルーマニアのあらゆる部門を独占的に支配したのである。⁽⁵⁴⁾

例えば、ルーマニアがソ連圏貿易で占める割合を、1937年と1954年とで比較してみるならば、1937年に18%であったものが1954年には72%にまで増加している。また、ルーマニアのソ連一国だけの貿易は1953年に51%をしめているのである。この数字をみれば、ルーマニアの貿易がいかにソ連に依存しているかわかるであろう。この数字はソ連側の発表したものである。⁽⁵⁵⁾ これら一連の経済搾取が、ルーマニアに与えた影響は大きいものであった。従って、これに対するルーマニア側の反撥は、当然あり得ることで、ナショナリズムとして現れてくるのである。

以上の事実を考慮に入れるならば、ルーマニアの反ソ政策が国家利益の擁護だけでなく、ナショナリズムをともなっていることが明らかとなるであろう。社会主義共同体の中で、ルーマニアがいかなる地位をしめるか、ということはルーマニアにとって死活問題である。⁽⁵⁶⁾ ソ連の経済統合のもとに、常に原料供給国としての地位に甘んじていなければならないのであるならば、ルーマニアの重工業化、従って社会主義化はどうなるのであろうか。この疑問に解答を与えるものとして、コメコンに対するルーマニアの反抗が考えられる。これはルーマニア民族の発展という見地からすれば、当然のことである。しかるに、ルーマニアは現在社会主義国家である。ブルジョア・ナショナリズムを否定してこそ、国際共産主義運動におけるルーマニアの役割が明確となるのである。それ故、ソ連に対する反撥は、これをナショナリズムとは考えないのである。⁽⁵⁷⁾ つまり、国家利益は考えられても、ナショナリズムは否定されるのである。例えば、ベッサラビアの併合は、ソ連側からみるならば、帝国主義的領土拡大政策ではなく、ベッサラビアのソ連邦への編入が、国際共産主義運動の路線にそったものなのである。⁽⁵⁸⁾ 従って、ルーマニアが国

際共産主義運動の路線を守って行く以上、その返還要求ということは、考えられないのである。しかし、いかに巧みな説明がなされたにしても、それは要するに、説明のためのものであって、国際共産主義運動と国家利益とが常に一致するということにはならないであろう。これは国際主義か、国家主義かの問題であり、単に国際政治学⁽⁵⁹⁾の分野においてのみ解明出来るものではないであろう。ソ連はその国家利益が、国際共産主義運動の方向と一致したものとして、社会主義世界全体にそれを結合させることを、今日まで企ててきたのである。その一方的な押しつけは、東欧の小国側からみるならば、それがまさにソ連大国主義と呼ぶべきものなのである。チャウシェスク書記長の演説は、ソ連共産党が全世界の共産党の中心的存在であるという考え方を完全に否定している。国際共産主義運動の団結強化と、各国共産党の基本路線とは、それぞれ独立のものでなければならぬとするのである。ここに、ルーマニア共産党の独自の道がみられよう。

ここで最近の中ソ論争とルーマニアの関係をみることにする。正統マルクス・レーニズムの唯一の後継者をもって自任する中国共産党は、国内における文化革命がはげしくなるにつれて、ソ連修正主義に対する攻撃も激しいものとなり、国交断絶⁽⁶¹⁾に近い状態になりつつある。ルーマニアにとって、この中ソ論争は実に都合のよいものであった。中ソ論争に対して、ルーマニアはその決定的な分裂をさける努力を行いながらも、終始一貫して独自の道をすすんだ。1964年3月、中ソ論争調停のため、ルーマニア労働者党の代表団が北京を訪問した。調停そのものは失敗に帰したが、ルーマニアの立場を社会主義世界に、広く認識させることが出来た。この北京訪問団は、帰国後「国際共産主義・労働運動の問題に対するルーマニア労働者党の立場」と題する中央委員会声明⁽⁶³⁾を発表し、党はこれを採択した。この声明では、国際共産主義運動における、ルーマニア労働者党の立場を7項目にわたり、1960年のモスクワ声明にもとづいて展開しており、ソ連の路線に同調し、中共に批判的⁽⁶⁴⁾であった。ルーマニアは中ソ論争で、多分にソ連に同調した面があるが、それはあくまで独自の道をソ連に要求し、認めさせるための政策的手段であった。この声明の直後から、ルーマニアは西側への接近を開始したのである。これに対してソ連は、ルーマニアに対して批判を行っている。ルーマニア独自の道とは、東欧ブロック内における中立⁽⁶⁶⁾と、中ソのいずれにも組み入れられないというものである。ルーマニア代表団の北京訪問に対する答礼として、1966年6月、周恩来を団長とする中国共産党及び政府代表団が、ルーマニアを訪問し、チャウシェスク書記長以下ストイカ国家元首、マウレル首相らと会談した。中ソ論争が次第に激しさを加えている時であり、中共はルーマニアをソ連から切り離すことを考えていたものと思われる。しかし、ルーマニア側はその外交方針が中ソのいずれにも接近せず、必要とあらば自由世界との接近⁽⁶⁷⁾もあり得ることを示したのみであった。従って、ルーマニアは中ソ論争をあくまでも独

自の道をソ連に認識させるための手段としてしか考えていなかったといえよう。⁽⁶⁸⁾ 中ソ論争におけるソ連側の立場も、また微妙なものがあり、アルバニアはともかくとして、ルーマニアが中共路線に接近して行くなれば、ソ連共産党の社会主義世界における権威は、大きく失墜することになるであろう。

最後に、国際共産主義運動における日本とルーマニアとの関係について考えてみることにする。中国共産党からの内部干渉を理由に、それまでの親中共的態度を転換した日本共産党は、いわゆる自主独立路線を強化するようになったようである。ここでも、ルーマニアの場合と同様に、中共革命の押しつけに対する反撥が原因となっているのである。⁽⁶⁹⁾ このことが日本とルーマニアの両国の共産党を接近させる理由となった。ただ、反撥の対象がそれぞれ異っていただけである。春日正一を代表とするルーマニア訪問団は、1966年5月21日、チャウシェスク書記長と会談し、国際共産主義運動の内部における、特権的地位をもついかなる党も認めないこと、また、すべての兄弟党は大小にかかわらず、⁽⁷⁰⁾ 平等の権利をもつことを確認した。日共は12月6日にも、同様のコミュニケを発表している。ルーマニアの、このような世界各国共産党との接触は明らかに独自の道の宣言とみることが出来る。これはモスクワで開かれた10月18日の、ソ連など9ヵ国共産党首脳会議においても、示されているのである。この首脳会議において、主としてヴェトナム問題が討議された。ルーマニアは、ソ連の中共批難に対して反対を表明しながらも、⁽⁷¹⁾ ソ連のヴェトナム政策に対しては一応の支持を明らかにしている。このような事実をみても、社会主義世界におけるルーマニアの独自の道は、確立されつつあるとみることが可能になるであろう。しかしながら、このことが直ちにルーマニアのソヴィエト・ブロックからの脱出、自由世界への参加を意味するものではない。ソ連に対して自由を要求し、独自の道をすすみ始めたことは、明白なる事実であるが、それはあくまでも、社会主義国家として、その建設に⁽⁷²⁾ 全力をあげているのである。そのためには、ソ連の政治的、経済的支配から離脱しなければならないのである。従って、ルーマニアがソ連に反撥する大きな原因のひとつとして、ソ連による統制がルーマニアの社会主義建設の障害となった、と考えることも可能であろう。そのために、ルーマニアにとっては、まず政治的⁽⁷³⁾ 独立宣言が必要であったわけである。これによって、国際社会における主権の平等を獲得し、ルーマニア独自の道をすすもうとしたのである。これはルーマニアの、自由世界との活発な接触が何よりも明白な証拠といえよう。

例えば大連立後の西ドイツ政府は、東欧との外交関係の樹立に多くの努力を行った。ソ連に対して、一方的な政治的独立宣言を行ったルーマニアは、比較的自由に、西側に接近出来るようになっていた。西ドイツとルーマニアは、正式国交を回復するまでに⁽⁷⁴⁾ いたったのである。ドイツ連邦共和国とルーマニア社会主義共和国との、正式国交開始は、ヨー

ロッパの緊張緩和、東西両陣営の敵対関係解消の第一段階として、高く評価されるものであろう。ソ連を除く、東欧共産圏諸国と、西ドイツとの国交はルーマニアが最初である。東欧にはルーマニア以外にも西ドイツとの国交成立を望む国もあるので、いわゆるハルシュタイン・ドクトリンは、事実上解消されたのである。ルーマニアと西ドイツとの国交回復によって、ひとつの時代の終りとみなすことも出来るであろう。

以上で、社会主義国家への発展としての、ルーマニアの最近の動向に関する考察を終る。今後のヨーロッパにおける東西両陣営の関係は、ルーマニアの独自の動きによって、かなり変化するものと思われる。⁽⁷⁵⁾1967年春に予定されたと伝えられる世界共産党会議は、今後のヨーロッパ、あるいは世界の動向を知る上で重要な意義をもつものと思われるが、⁽⁷⁶⁾その評価にはいましばらくの時間が必要である。それにしても、東欧共産圏の先頭をきって、西ドイツとの外交関係を樹立したルーマニアの独自の道は、ヨーロッパにおける東西接近の第一段階という意味において、高く評価されるべきであろう。

- (1) Ghita Ionescu; *Communism in Rumania*, p. 170
- (2) Ghita Ionescu, *ibid.*, p. 185.
- (3) Brezezinski; *The Soviet Block*, p. 97
- (4) Ghita Ionescu, *op. cit.*, p. 212
- (5) 第1回の粛清は、1949年6月から12月まで、第2回は1951年6月に行われた。
- (6) Ghita Ionescu, *op. cit.*, p. 198
- (7) F. B. Singleton; *Background to Eastern Europe*, p. 113
- (8) Welther Kichner; *History of Russia*, p. 304
- (9) Brezezinski; *op. cit.*, p. 99
- (10) 藤原守胤, 自由国家, 342頁。
- (11) F. B. Singleton, *op. cit.*, p. 143
- (12) Ghita Ionescu, *op. cit.*, p. 231
- (13) 内山正熊, 外交と国際政治, 130頁。
- (14) F. B. Singleton, *op. cit.*, p. 125
- (15) Ghita Ionescu, *op. cit.*, p. 268
- (16) Ghita Ionescu, *ibid.*, p. 285
- (17) 独裁者が交代すると、政治の面においては、その反動が見られることが多い。
- (18) 非スターリン化というより非デジ化というべきであろう。
- (19) ユーゴスラヴィア, ポーランド, ハンガリーが実例である。
- (20) 井出洋, 東ヨーロッパにおける社会主義, 岩波講座現代3, 社会主義世界の形成, 86頁所収。
- (21) 内山正熊, 前掲書, 72頁。
- (22) 木戸蕪, 「ルーマニアの道」と社会主義共同体, 現代の理論, 1966年9月号, 61頁所収。
- (23) 中華人民共和国においても、反毛沢東は最大の悪とされている。

- (24) 潮田江次教授の説に従う。
- (25) 大戦後の日本においては、この逆である。
- (26) この二つの面において、ルーマニアは独自の外交を展開するからである。
- (27) Herbert Butterfield and Martin Wight; *Diplomatic Investigations*, p. 109
- (28) Andy Anderson; *Hungary*, 56 広田訳, ハンガリア 1956年, 99頁。
- (29) ワルシャワ条約前文参照。
- (30) 内山正熊, 前掲書, 224頁。
- (31) 木戸蓁, 前掲論文, 60頁。
- (32) Wladyslaw W. Kulski; *Peaceful Co-existence* 加藤, 内山, 原, 藤田訳, 平和共存, 233頁。
- (33) 木戸蓁, 前掲論文, 66頁。
- (34) *Rumania Today*, August 1965, pp. 1-2
- (35) *Lumea*, 20 Joi, 12 Mai, 1966, *Autorizatule dezbor si alte probleme ale N.A.T.O.; Evolutia crizei atlantice*, p. 4
- (36) Ghita Ionescu, *op. cit.*, p. 288
- (37) *New Times*, 11, 12, 1963
- (38) 朝日新聞, 1966年5月31日朝刊。
- (39) 東ドイツ, ポーランド, ハンガリーにはソ連軍が駐留しているため, このルーマニアの発言には共通する点があると思われる。
- (40) 統一軍最高司令官はグレチコ元帥, 全兵力は3軍で435万。そのうち333万がソ連軍である。
- (41) ベツサラビア, 北部ブコヴィナの併合が実例である。
- (42) 木戸蓁, 前掲論文, 58頁。
- (43) 第1回会議は1949年1月である。
- (44) 木戸蓁, 前掲論文, 61頁。
- (45) 共産圏問題, 昭和39年10月号, コメコンとルーマニアのナショナリズム。
- (46) 木戸蓁, 前掲論文, 65頁。
- (47) 共産圏問題, 前掲論文。
- (48) 世界経済調査会, 東欧の研究, 260頁。
- (49) 先進国対後進国の意味である。
- (50) 木戸蓁, 前掲論文, 58-59頁。
- (51) 丸山真男教授の説による。
- (52) Walther Kichner, *op. cit.*, p. 297
- (53) Wladyslaw W. Kulski 加藤他訳, 前掲書, 222頁。
- (54) 石油, 海上, 河川, 天然ガス, その他あらゆる部門におよんだ。
- (55) Wladyslaw W. Kulski, *op. cit.*, p. 216
- (56) 地下資源が豊富である。

- (57) 毎日新聞, 1966年6月16日朝刊。
- (58) 独ソ不可侵条約が実例である。
- (59) 内山正熊, 前掲書, 66頁。
- (60) 毎日新聞, 1966年6月16日朝刊。
- (61) 中ソ論争はすでに論争の域を越えたと考えられる。
- (62) マウレルが団長, 団員はストイカ, チャウシェスク, ボドナランであった。
- (63) 木村明生, 中ソ対立における東欧の立場, 日本国際政治学会, 中ソ対立とその影響, 44頁所収。
- (64) 木村明生, 同論文, 44—45頁所収。
- (65) ワシントンにおいて, 1964年6月1日発表された, アメリカ・ルーマニア共同声明で明らかとなった。
- (66) 毎日新聞, 1966年6月17日朝刊。
- (67) アメリカ, フランスとの経済関係。
- (68) ルーマニアを中共へ接近させることは, ソ連としては得策でない。
- (69) 毎日新聞, 1966年6月17日朝刊。
- (70) 朝日新聞, 1966年10月10日朝刊。
- (71) 毎日新聞, 1966年10月19日朝刊。
- (72) ソヴィエト・ブロックからの離脱はほとんど考えられない。
- (73) ルーマニア共産党結成45周年記念式典におけるチャウシェスク書記長の演説は, ソ連に対する政治的独立宣言と考えられる。
- (74) ルーマニアと西ドイツとの正式国交開始は, 1967年1月31日, グリニッジ標準時午後3時。
- (75) 世界共産党会議には, ルーマニアは反対している。
- (76) ソ連はルーマニアと西ドイツとの国交開始に批判的である。これは東ドイツとの問題に関連していると考えられる。東ドイツはルーマニアの, 西ドイツとの国交開始によって, 東欧諸国内におけるその発言力が弱化することを恐れているようである。東欧諸国の中で, 西ドイツと領土問題のない国は, 国交回復の可能性が今後もあるが, ポーランドなどは困難であろう。

第5章 結 論

東欧ブロック内で, 独自の道をすすむルーマニアの政治的, 経済的背景に対する解明を行ってきたのであるが, 現在なおその進行過程にある以上, 明確な判断を下すことは困難であると思われる。独自の動きに対する歴史的な考察は, ソ連の国家利益に対する東欧諸国の反撥という形でとらえることが出来た。ここでは, 初めの問題提起に対して, 本論中でそれがいかに展開されたかについて, その結論を述べ, あわせてルーマニアの独自の道に対する評価と, その意義について述べることにする。

第二次世界大戦後、ルーマニアをはじめとして、東欧諸国はソ連の衛星国化されて行ったのである。このソ連の東欧政策に対して、ユーゴを先頭に、ハンガリー、ポーランドが挑戦を試みた。これは大国ソ連の抑圧に対する反撥であった。さらに、これが明確な形で打ち出されたのがルーマニアの独自の道である。ユーゴやハンガリー、ポーランドの場合とは、その歴史的背景が異なる以上、その現れ方もちがってくるのは当然であるが、ルーマニアの場合、暴動という形をとらなかったのは、それが国民一般の要求とはかならずしも一致していなかったからである。しかし、そこに共通して流れるものは、抑圧者たるソ連に対する反感であり、国家利益の擁護とそれにともなって覚醒されたナショナリズムである。社会主義国家であるルーマニアに、ナショナリズムが存在するということは、理論上あり得ないことであるが、いかに巧みな説明がなされても、ルーマニアの独自の道の裏面には、ナショナリズムと認められるものがあることはまちがいないのである。人民共和国成立当時のベッサラビア、北部ブコヴィナ、ルーマニア共産党史改訂などは、明らかにナショナリズムと考えることが出来る。ベッサラビアの返還要求は、それが領土問題である以上、いかに困難であるかは、ルーマニア側にもよく理解されているところである。それにもかかわらず、その返還を望むことは、国家利益の追求からのみ説明されるものではない。さらに、共産党史改訂は完全なるナショナリズムの現れである。チャウシェスク書記長は、反ファシズム闘争において、いかにルーマニアが犠牲を負い、独自の役割をはたしたかを強調し、モスクワの指令とモスクワの指導者達が誤りをおかしたことを力説しているのである。ルーマニアがファシズムとの戦いにおいて、ソ連から受けた援助が、ルーマニア自身の祖国解放の努力に比較して少ないものであったことを強調し、ソ連軍のルーマニアにおける地位の格下げを、現在行いつつあるのである。人民共和国成立時の憲法は、前文において、ルーマニアの解放は光栄あるソヴィエト軍の援助によってなされた旨を謳っている。現在では、このソ連軍も不用となったのである。ルーマニアが独自の道をすすむとき、党史書きかえが行われることは、もはや国家利益のみでは説明がつかないであろう。ここに、ナショナリズムの要素の加わっていることが明白であると思われる。

次に、ワルシャワ条約機構の廃止と、コメコンに対するルーマニアの批判は、国家利益擁護の立場から出されたものといえる。ワルシャワ条約機構の統一軍は、東欧に駐留しており、その軍事費は加盟国の負担となっている。これは社会主義建設を旨とするルーマニアにとっては、負担であるばかりでなく、主権の尊重と内政不干渉の原則をおかす恐れが多分にある。また、コメコンは、東欧の後進国たるルーマニアを半永久的に原料供給国の地位におく経済統合を行い、ルーマニアの犠牲において、ソ連及び東欧先進国の工業化を完成させようとしている。これに対する反撥が、ソ連からの離反の原因のひ

とつになっているのである。

最後にあげたいのは、ソ連大国主義の影響についてである。スターリン主義の確立されていた時期には、ソ連の利益が優先されていた。しかも、それは国際共産主義運動の方向と一致するもので、各国共産党はソ連共産党の統制に服さねばならなかった。ソ連の国家利益に反するものは、国際共産主義運動の団結を破るものであった。ルーマニアの独自の道が目ざすもののひとつには、このようなソ連大国主義に対する批判が含まれていたのである。

結論として、以上ルーマニアの反ソ傾向における政治的、経済的あるいは民族的な面での原因をあげてきたのであるが、最後に、この独自の道の意義と、その評価について簡単にふれたい。中ソ論争を巧みに利用しつつ、ルーマニアはそのかけざる要求を、ソ連に示したのであるが、これが国際政治におよぼした影響は大きいものであった。まず、東欧におけるソ連の支配が決して完全なものでないという事実が明らかとなった。次に、国際共産主義運動におけるソ連の優越性が、再検討されなければならなくなった。また、ルーマニアと西ドイツとの国交回復は、いわゆるハルシュタイン・ドクトリンを解消してしまった。そして、自由世界と東欧の関係改善を通じて、ヨーロッパの平和へ貢献する、ひとつの手がかりとなったのである。これに反して、ルーマニアの独自の道に警告を発する向きもあるようである。例えば、社会主義世界の再統一を崩壊させる危険性がある、という見地からの批判である。また、ルーマニアのかけざる理想が、あまりに小国家中心主義の傾向にはしる点である。

ルーマニアの独自の道は、以上のような見地において、これをとらえることが出来るのであるが、しかしながらその方向は、どこまでも社会主義への道である。社会主義建設の過程において、大国に反撥し、ナショナリズムの加わった現象のみられる国家が、ルーマニアであるといえよう。